

## 【参考 1-1】用語の定義

### 1) 小規模「住宅用地」

○平成 20 年度 固定資産の価格等の概要調書による定義

法第 349 条の 3 の 2 第 2 項に規定する小規模「住宅用地」である宅地

[参考]地方税法第三百四十九条の三の二第 2 項

2 「住宅用地」のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める「住宅用地」に該当するもの（以下この項において「小規模「住宅用地」」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条、前条第十一項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模「住宅用地」に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

一 「住宅用地」でその面積が二百平方メートル以下であるもの 当該「住宅用地」

二 「住宅用地」でその面積が二百平方メートルを超えるもの 当該「住宅用地」の面積を当該「住宅用地」の上に存する住居で政令で定めるものの数（以下この条及び第三百八十四条第一項において「住居の数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該「住宅用地」、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該住居の数を乗じて得た面積に相当する「住宅用地」

○200 m<sup>2</sup>以下の「住宅用地」（200 m<sup>2</sup>を超える場合は住宅 1 戸あたり 200 m<sup>2</sup>までの部分）

（小規模「住宅用地」の課税標準額については、価格の 6 分の 1 の額とする特例措置がある。）

出典：財団法人資産評価システム研究センターホームページ

[http://www.recpas.or.jp/jigyo/report\\_web/h20\\_shiori/h20\\_hong004.htm](http://www.recpas.or.jp/jigyo/report_web/h20_shiori/h20_hong004.htm)

### 2) 一般「住宅用地」

○平成 20 年度 固定資産の価格等の概要調書による定義

法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する「住宅用地」のうち小規模「住宅用地」以外

[参考]地方税法第三百四十九条の三の二第 1 項

専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの（前条（第十一項を除く。）の規定の適用を受けるものを除く。以下この条、次条第一項、第三百五十二条の二第一項及び第三項並びに第三百八十四条において「住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条及び前条第十一項の規定にかかわらず、当該「住宅用地」に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

○小規模「住宅用地」以外の「住宅用地」を一般「住宅用地」という。たとえば、300㎡の「住宅用地」（一戸建住宅の敷地）であれば、200㎡分が小規模「住宅用地」で、残りの100㎡分が一般「住宅用地」となる。

（一般「住宅用地」の課税標準額については、価格の3分の1の額とする特例措置がある。）

出典：財団法人資産評価システム研究センターホームページ

[http://www.recpas.or.jp/jigyo/report\\_web/h20\\_shiori/h20\\_hong004.htm](http://www.recpas.or.jp/jigyo/report_web/h20_shiori/h20_hong004.htm)

### 3) 商業地等

○平成20年度 固定資産の価格等の概要調書による定義

法附則第17条第4号に規定する「住宅用地」以外の宅地

[参考]地方税法附則第17条第4号

四 「商業地等」 宅地等のうち「住宅用地」以外の宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて決定されたものをいう。）をいう。

### 4) 宅地比準土地

○平成20年度 固定資産の価格等の概要調書による定義

法附則第17条第4号に規定

[参考]地方税法附則第17条第4号

宅地以外の土地で当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて決定されたものをいう。

## 5) 雑種地

「固定資産評価基準解説（土地篇）」における、雑種地の記述は以下の通りである。

### 8 雑種地

#### (1) 認定の基準

「雑種地」とは、1 から 7 まで掲げた土地のいずれにも該当しない土地をいうものである。

#### (2) 具体的な認定

ア 水力発電のための水路及び排水路は、雑種地とする（不動産登記事務取扱続準則第 69 条。以下ケまで同じ。）。

イ 遊園地、運動場、ゴルフ場または飛行場においては、一部に建物がある場合でも、建物敷地以外の土地利用を主とし、建物はその附随的なものにすぎないと認められるときは、その全部を一団として雑種地とする。ただし、道路、溝、堀その他により建物敷地として判然区別することができる状況にあるものは、これを区分して宅地としても差し支えない。

ウ 競馬場内の土地については、事務所、観覧席及び厩舎等永久的設備と認められる建物の敷地及びその付随する土地は宅地とし、馬場は雑種地とし、その他の土地は現況に応じてその地目を定める。

エ テニスコートまたはプールについては、宅地に接続するものは宅地とし、その他は雑種地とする。

オ 火葬場については、その構内に建物の設備があるときは構内全部を宅地とし、建物の設備のないときは雑種地とする。

カ 高圧線の下で他の目的に使用できない区域は、雑種地とする。

キ 鉄塔敷地又は変電所敷地は、雑種地とする。

ク 坑口又はやぐら敷地は、雑種地とする。

コ 製錬所の煙道敷地は、雑種地とする。

ケ 陶器かまどの設けられた土地については、永久的設備と認められる雨覆いがあるときは宅地とし、その設備がないときは雑種地とする。

サ 木場（木ぼり）の区域内の土地は、建物がない限り、雑種地とする。

シ 鉄道の駅舎、附属施設及び線路の敷地は雑種地である。

出典：「固定資産評価基準解説（土地篇）」pp36－37

○また、固定資産税の概要調書における雑種地の分類は、以下の通りである。

■固定資産税の概要調書における雑種地の分類

ゴルフ場の用地		
遊園地等の用地		
鉄軌道用地	単体利用	
	複合用途	小規模「住宅用地」
		一般「住宅用地」 「住宅用地」以外
その他の雑種地		

○したがって「雑種地におけるその他の雑種地」としては、以下のものが該当すると考えられる。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○水力発電のための水路及び排水路</li> <li>○運動場又は飛行場において、建物が附随的なものに過ぎないと認められるもの</li> <li>○競馬場の馬場</li> <li>○テニスコート又はプール</li> <li>○火葬場（建物設備がない場合）</li> <li>○高圧線の下で他の目的に使用することができない区域</li> <li>○鉄塔敷地又は変電所敷地</li> <li>○坑口又はやぐら敷地</li> <li>○精錬所の煙道敷地</li> <li>○陶器かまどの設けられた土地においては、永久的設備がない場合</li> <li>○建物がない、木場の区域内の土地</li> </ul> |
|--|

○以上より、市街化区域内に存在し、宅地への転用可能性が高いものは限られていると考えられる。

## 6) 山林

○山林の定義は以下の通りである。

「山林」とは、耕作の方法によらないで竹木の生育する土地をいうものである（不動産登記事務取扱手続準則第 68 条第 9 号）。

なお、山林は、形態による区分として、普通山林、平地林、石山、芝草山等に分けられる。

樹種による区分として、杉山、桧山、唐松山、雑木林、竹林等に分けられ、また、利用上の区分としては、用材林、薪炭林、果実、筍、きのこの採取用林、石、鉱物等の採取用地、採草用地、鳥獣繁殖用山林等に区分される。

出典：「固定資産評価基準解説(土地篇)」

○また、住生活基本計画（全国計画）においては、山林に関して以下の記述がある。

### 第3 大都市圏における住宅の供給等及び住宅地の供給の促進

#### 1 基本的な考え方

東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県及び茨城県、愛知県及び三重県並びに大阪府、京都府、兵庫県及び奈良県からなる三大都市圏においては、引き続き世帯数の増加が見込まれるとともに、長時間通勤の解消、居住水準の向上、密集市街地の改善等、大都市圏特有の課題を依然として抱えている。このため、国民の居住ニーズの多様化・高度化を考慮しつつ、それぞれの世帯が無理のない負担で良質な住宅を確保できるよう、住宅の供給等及び住宅地の供給を着実に進める必要がある。その際には、三大都市圏においても、長期的には世帯数が減少に転じることが予想されるため、農地・山林等の新規開発による供給から、既成市街地内の低・未利用地等の土地利用転換による供給を中心とする方向に転換していくことが重要である。

具体的には、良好な居住環境の形成に配慮しながら、以下に示すとおり、地域の属性に応じた施策を推進する。その際、敷地の細分化等による居住環境の悪化を招くことがないように、地域コミュニティにより良好な居住環境を維持・形成していくための仕組みを活用する等、供給の段階から適切な措置を講じる。また、地域の特性に応じ、緑・景観、少子高齢社会への対応にも配慮した安全でゆとりある住宅及び住宅地の供給を促進する観点から、優良な住宅地に関する情報提供を行う。

(1)都心の地域その他既成市街地内では、土地の有効・高度利用、既存の公共公益施設の有効活用、防災性の向上、職住近接の実現等の観点から、建替え等を推進するとともに、良質な住宅・宅地ストックの流通を促進する。また、これらの地域内において低・未利用の状態にある工場跡地、埋立地等については、地域の居住ニーズを踏まえつつ、周辺環境、安全性等の面で住宅地としての利用に適するものについて、その有効・高度利用による住宅及び住宅地の供給を促進する。

(2)市街化区域内農地については、市街地内の貴重な緑地資源であることを十分に認識し、保全を視野に入れ、農地と住宅地が調和したまちづくりなど計画的な利用を図る。

(3)郊外型の新市街地開発については、既に着手している事業を含め、地域の住宅需要を慎重に見極めつつ、自然環境の保全に配慮され、将来にわたって地域の資産となる豊かな居住環境を備えた優良な市街地の形成が見込まれるものに限り促進する。

出典：住生活基本計画(全国計画)について／[http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/070915\\_.html](http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/07/070915_.html)／国土交通省住宅局住宅政策課

## 7) 原野

「原野」とは、耕作の方法によらないで雑草、かん木類の生育する土地をいうものである（不動産登記事務取扱手続準則第 68 条第 11 号）。

原野は、平原や丘陵地帯における土地で、農地、山林等のように積極的に利用されているものを除いた土地生産力の乏しい土地という意味に用いられる場合が多く、その概念はすこぶる範囲が広く、秣場、蒲生地、草生地、芝地、萱地、野地等がこれに含まれる。

出典:「固定資産評価基準解説(土地篇)」

## 8) 農地の定義

### ①一般農地

市街化区域農地や転用許可を受けた農地などを除いたもの。負担水準の区分に応じたなだらかな税負担の調整措置が導入されている。

### ②市街化区域農地

市街化区域内の農地で、生産緑地地区の指定を受けたものなどを除いたもの。したがって、市街化区域内にある農地であっても、生産緑地地区の指定を受けた農地であれば、一般農地になる。

#### ○一般の市街化区域農地

一般農地と評価の方法は異なるが、課税については、原則として評価額に3分の1を乗じた額が課税標準額となり、税負担の調整措置については一般農地と同様（上の表）とされている。

#### ○三大都市圏の特定市の市街化区域農地

三大都市圏の特定市※にある市街化区域農地（特定市街化区域農地）は、原則として評価額に3分の1を乗じた額が課税標準額となる。

※「三大都市圏の特定市」とは、東京都の特別区、三大都市圏（首都圏、近畿圏、中部圏）にある政令指定都市及び既成市街地、近郊整備地帯などに所在する市。

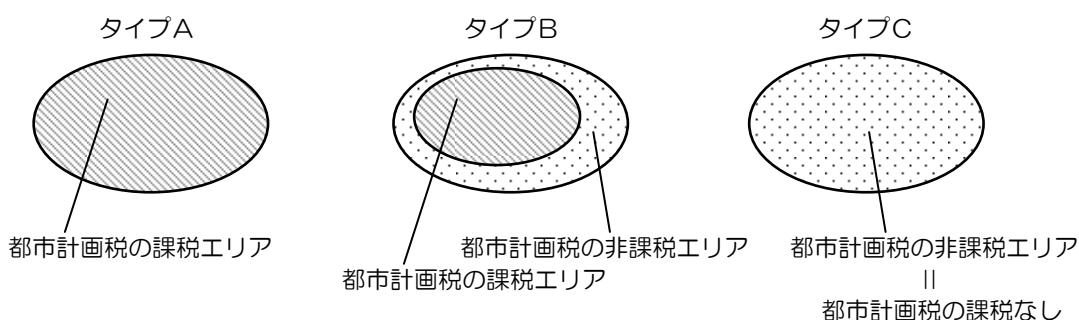
【参考 1-2】土地の種別の地積の把握上の課題について

○本宅地価動向推計で用いる都市計画税調によるデータについては、以下のような問題が挙げられる。

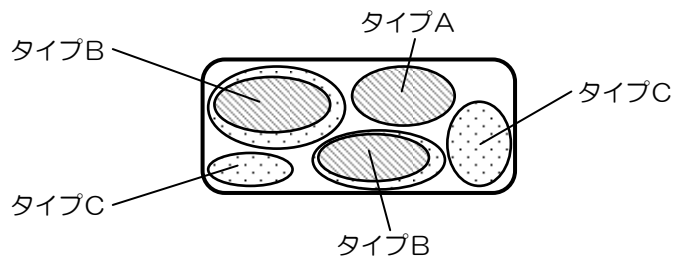
(1) 都市計画税課税エリアのタイプ分類からみる問題点

○各市町村における都市計画税の徴収・課税の状況は、以下の通り 3 つのタイプに分類される。

- ①都市計画税を徴収し、市街化区域全域に課税する市町村（以下、「タイプ A」）
- ②都市計画税を徴収しているが、市街化区域の一部を非課税とする市町村（以下、「タイプ B」）
- ③都市計画税を課税していない市町村（以下、「タイプ C」）

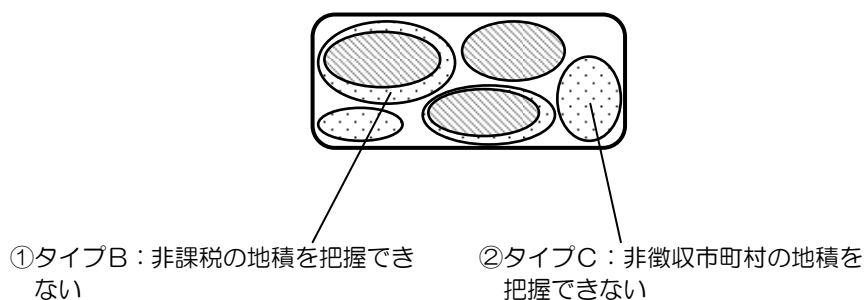


○上記のような都市計画税の課税・徴収の 3 つのタイプは、下図のように 1 つの自治体（都道府県）内に併存している。



○この場合の宅地化動向推計の実施における問題としては、①タイプ B において都市計画税を課税していないエリアの地積を把握できないこと、②タイプ C において都市計画税を非課税としている市町村の地積を把握できないことの 2 点が挙げられる。

○ここでは、上記の 2 点に対する問題に対する補正方法を整理する。



(2) 問題に対する考え方の整理

1) 問題1：タイプBにおいて都市計画税を課税していないエリアの地積を把握できない

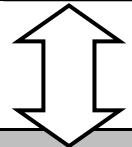
①都市計画税調と固定資産税調の課税地積の比較

○都市計画税調と固定資産税調においては、各課税エリアの地積を把握することができるが、両者を比較すると、下記の通り地積の値が異なる。

■都市計画税に関する調より把握することのできる土地の地積

(3)表による区分	(5)表、(7)表、(8)表による区分	面積(m <sup>2</sup> )			計	
		市街化区域	市街化調整区域	その他の区域		
宅地等	小規模住宅用地	—	—	—	3,719,196,000	
	一般住宅用地	—	—	—	1,040,072,000	
	商業地等(非住宅用地)	—	—	—	2,869,345,000	
	その他	—	—	—	1,948,826,000	
	合計	7,292,088,000	20,053,000	2,265,298,000	9,577,439,000	
農地	市街化区域農地	特定市街化区域農地(H15以前+H16以降)	147,317,000	—	—	147,317,000
		一般市街化区域農地(上記以外)	476,423,000	—	—	476,423,000
		小計	623,740,000	—	—	623,740,000
	一般農地	—	—	—	856,698,000	
	介在農地	—	—	—	69,000	
	山林	—	—	—	—	
	小計	758,859,000	982,000	720,669,000	1,480,507,000	
	合計	8,050,947,000	21,035,000	2,985,967,000	11,057,949,000	

出典：都市計画税に関する調／平成19年



■固定資産に関わる概要調書より把握することのできる土地の地積

(3)表による区分	第16表、18表による区分	面積(m <sup>2</sup> )		
		評価総地積	法定免税点以上	
宅地等	小規模住宅用地	6,299,834,749	6,106,033,185	
	一般住宅用地	4,172,819,732	4,105,195,513	
	住宅用地以外の宅地	5,824,607,637	5,803,102,552	
	その他(鉱泉地、池沼、牧場、原野、雑種地)	15,570,934,719	13,522,335,712	
	合計	31,868,196,837	29,536,666,962	
農地	市街化区域農地	特定市街化区域農地(H15以前+H16以降)	151,266,853	151,041,416
		一般市街化区域農地(上記以外)	630,240,933	624,782,450
		小計	781,507,786	775,823,866
	一般農地	50,642,429,933	47,726,389,749	
	介在農地	76,800,315	76,194,533	
	山林	79,092,229,237	69,899,575,415	
	小計	130,592,967,271	118,477,983,563	
	合計	162,461,164,108	148,014,650,525	

出典：固定資産の価格等に関する調／平成19年



## ②都市計画税及び固定資産税の課税対象について

- 上記のような都市計画税調と固定資産税調の地積の不一致は、地方税法の中で定められる各課税対象が異なることによる。固定資産税は、都市計画区域等に問わず課税されるものであるが、都市計画税については、多くが市街化区域内に限って課税されているものである。しかし、固定資産税であっても市街化区域内のみが課税対象となる市街化区域内農地の課税地積についても両者で違いが見られるが、これは、地方税法では、「固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課する」とあるが、都市計画税は、「課することができる」とあるように、市町村の裁量によって非課税となるエリアが存在することから生じていると考えられる。
- 都市計画年報によると、都市計画事業施行市町村数の1059市町村に対して、都市計画税徴収市町村数が665市町村である。都市計画税を徴収していない市町村は、394市町村となる。
- そのため、都市計画税調に記載されている地積は、実態に比べて過小であり、都市計画税調と固定資産税調では、土地の地積が異なる結果となっていると考えられる。

### 地方税法

(固定資産税の課税客体等)

第三百四十二条 固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課する。

2 償却資産のうち船舶、車両その他これらに類する物件については、第三百八十九条第一項第一号の規定の適用がある場合を除き、その主たる定けい場又は定置場所在の市町村を前項の市町村とし、船舶についてその主たる定けい場が不明である場合においては、定けい場所在の市町村で船籍港があるものを主たる定けい場所在の市町村とみなす。

3 償却資産に係る売買があつた場合において売主が当該償却資産の所有権を留保しているときは、固定資産税の賦課徴収については、当該償却資産は、売主及び買主の共有物とみなす。

(都市計画税の課税客体等)

第七百二条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下この項において「都市計画区域」という。)のうち同法第七条第一項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち同項に規定する市街化調整区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課さないことが当該市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課することとの均衡を著しく失すると認められる特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

## ■都市計画税の非課税の範囲

- 地方税法において、「都市計画税の非課税の範囲」が以下のとおり定められている。
- また、各地方公共団体の条例によって固定資産税が減免される場合、都市計画税も同じ割合で減免されることがある。

第七百二条の二 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団、合併特例区、非課税地方独立行政法人及び公立大学法人に対しては、都市計画税を課することができない。

- 2 前項に規定するもののほか、市町村は、第三百四十八条第二項から第五項まで、第七項若しくは第九項又は第三百五十一条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。

出典：総務省/地方税法(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)第四章 目的税、第六節 都市計画税 第七百二条

## ■固定資産税の非課税の範囲

- 地方税法において、「固定資産税の非課税の範囲」が以下のとおり定められている。

### 固定資産税の非課税の範囲（第三百四十八条）

第三百四十八条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、地方開発事業団及び合併特例区に対しては、固定資産税を課することができない。

- 2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一 国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産

一の二 皇室経済法第七条 に規定する皇位とともに伝わるべき由緒ある物である固定資産

二 独立行政法人水資源機構、土地改良区、土地改良区連合及び土地開発公社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

二の二 削除

二の三 削除

二の四 削除

二の五 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項 に規定する鉄道事業者又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条 に規定する軌道経営者が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条 の規定により指定された都市計画区域のうち政令で定める市街地の区域又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域のうち政令で定める区域において直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネルで政令で定めるもの

二の六 公共の危害防止のために設置された鉄道事業又は軌道経営の用に供する踏切道及び踏切保安装置

二の七 既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項 に規定する専用鉄道を除く。）若しくは既設の軌道と道路とを立体交差させるために新たに建設された立体交差化施設で政令で定めるもの、公共の用に供する飛行場の滑走路の延長に伴い新たに建設された立体交差化施設又は道路の改築に伴い改良された既設の立体交差化施設で政令で定めるもののうち、線路設備、電路設備その他の構築物で政令で定めるもの

二の八 鉄道事業法第七条第一項 に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条 に規定する軌道経営者が都市計画法第七条第一項 の規定により定められた市街化区域内において鉄道事業又は軌道経営の用に供する地下道又は跨線道路橋で、政令で定めるもの

三 宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第三条 に規定する境内建物及び境内地（旧宗教法人令の規定による宗教法人のこれに相当する建物、工作物及び土地を含む。）

四 墓地

五 公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地

六 公共の用に供する用悪水路、ため池、堤とう及び井溝

七 保安林に係る土地（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号 に規定する施設の用に供する土地で政令で定めるものを除く。）

七の二 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第十三条第一項 に規定する国立公園又は国定公園の特別地域のうち同法第十四条第一項 に規定する特別保護地区その他総務省令で定める地域内の土地で総務省令で定めるもの

八 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史蹟、史蹟、特別名勝、名勝、特別天然記念物若しくは天然記念物として指定され、若しくは旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された家屋又はその敷地

八の二 文化財保護法第四百四十四条第一項 に規定する重要伝統的建造物群保存地区内の家屋で政令で定めるもの

九 学校法人又は私立学校法第六十四条第四項 の法人（以下この号において「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法第一条 の学校又は同法第二百二十四条 の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する固定資産及び公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産並びに公益社団法人又は公益財団法人がその設置する図書館において直接その用に供する固定資産及び公益社団法人若しくは公益財団法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項 の博物館において直接その用に供する固定資産

九の二 医療法第三十一条 の公的医療機関の開設者、医療法人（政令で定めるものに限る。）、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二 に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに

- 限る。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合及び健康保険組合連合会並びに国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産
- 十 社会福祉法人(日本赤十字社を含む。次号から第十号の六までにおいて同じ。)が生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 十の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 十の三 社会福祉法人その他政令で定める者が老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 十の四 社会福祉法人が障害者自立支援法第五条第十二項に規定する障害者支援施設の用に供する固定資産
- 十の五 社会福祉法人その他政令で定める者が介護保険法第一百五十五条の四十五第一項に規定する包括的支援事業の用に供する固定資産
- 十の六 第十号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 十の七 更生保護法 人が更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 十一 第九号の二から第十号の六までに掲げる固定資産のほか、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 十一の二 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第十一条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 十一の三 農業協同組合法、消費生活協同組合法及び水産業協同組合法による組合及び連合会が所有し、かつ、経営する病院及び診療所において直接その用に供する固定資産で政令で定めるもの並びに農業共済組合及び農業共済組合連合会が所有し、かつ、経営する家畜診療所において直接その用に供する固定資産
- 十一の四 健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合(以下この号において「健康保険組合等」という。)が所有し、かつ、経営する病院及び診療所において直接その用に供する固定資産で政令で定めるもの並びに健康保険組合等が所有し、かつ、経営する政令で定める保健施設において直接その用に供する固定資産
- 十一の五 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人が直接同項第四号に規定する救急医療等確保事業に係る業務(同項第五号に規定する基準に適合するものに限る。)の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 十一の六 独立行政法人自動車事故対策機構が独立行政法人自動車事故対策機構法第十三条第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

- 十二 公益社団法人又は公益財団法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 十三 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項 から第三項 までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 十三の二 都道府県農業会議及び全国農業会議所が直接その事業の用に供する償却資産
- 十四 商工会議所又は日本商工会議所が商工会議所法第九条 又は第六十五条 に規定する事業の用に供する固定資産及び商工会又は都道府県商工会連合会若しくは全国商工会連合会が商工会法第十一条 又は第五十五条の八第一項 若しくは第二項 に規定する事業の用に供する固定資産で、政令で定めるもの
- 十五 削除
- 十六 独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康福祉機構法第十二条第一項第一号、第二号、第七号又は第八号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 十七 独立行政法人日本芸術文化振興会が独立行政法人日本芸術文化振興会法第十四条第一項第一号 から第五号 までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 十七の二 独立行政法人日本スポーツ振興センターが独立行政法人日本スポーツ振興センター法第十五条第一項第一号 に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 十八 独立行政法人日本万国博覧会記念機構が独立行政法人日本万国博覧会記念機構法第十条第一号 に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 十九 独立行政法人雇用・能力開発機構が独立行政法人雇用・能力開発機構法第十一条第一項第一号、第七号又は第八号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 十九の二 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第十一条第一項第四号 に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 二十 削除
- 二十一 削除
- 二十二 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第二号 に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 二十三 削除
- 二十四 漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会が所有し、かつ、政令で定める漁船用燃料の貯蔵施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの
- 二十五 削除
- 二十六 公益社団法人又は公益財団法人で学生又は生徒の修学を援助することを目的とするものがその目的のため設置する寄宿舎で政令で定めるものにおいて直接その用に供する家屋
- 二十七 削除
- 二十八 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第一号

イ若しくはロ、第四号イ、ロ若しくはニ又は第五号イに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

二十九 独立行政法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センター法第十条第一号から第六号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十 日本下水道事業団が日本下水道事業団法第二十六条第一項第四号又は第五号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十一 削除

三十二 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法第十八条第一項各号に定める工事（同条第四項（被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百一条の十五第一項において準用する場合を含む。）の公告に係るものに限る。）に係る施設の用に供されるものとして取得した土地

三十三 削除

三十四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三百三十六号）第十三条第一項第二号及び第三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第二十五条の規定により貸し付けている固定資産で、政令で定めるもの

三十五 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。第三百四十九条の三第二十項において「旅客会社法 改正法」という。）附則第二条第一項に規定する新会社（第五項において「旅客会社等」という。）が所有する専ら皇室の用に供する車両で政令で定めるもの

三十六 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法第十四条第一項第一号から第四号まで及び第十号に規定する業務の用に供する固定資産並びに独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）附則第四条第一項の規定により承継し、かつ、直接農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第十六条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十七 独立行政法人水産総合研究センターが独立行政法人水産総合研究センター法第十一条第一項第一号から第四号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十八 独立行政法人宇宙航空研究開発機構が独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十九 独立行政法人情報通信研究機構が独立行政法人情報通信研究機構法第十四条第一項第一号から第七号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四十 独立行政法人日本学生支援機構が独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項

第三号 に規定する業務の用に供する家屋で政令で定めるもの

四十一 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法第十六条第一号 から第三号 までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四十二 日本司法支援センターが綜合法律支援法第三十条第一項第一号 に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四十三 独立行政法人医薬基盤研究所が独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第百三十五号）第十五条第一号 イに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四十四 独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法第十一条第一号 から第三号 までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

3 市町村は、前項各号に掲げる固定資産を当該各号に掲げる目的以外の目的に使用する場合には、前項の規定にかかわらず、これらの固定資産に対し、固定資産税を課する。

4 市町村は、森林組合法、農業協同組合法、農業災害補償法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）、輸出入取引法（昭和三十七年法律第二百九十九号）、中小企業等協同組合法（昭和三十四年法律第百八十一号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和三十八年法律第七号）、商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）による組合（信用協同組合及び企業組合を除き、生活衛生同業小組合を含む。）、連合会（信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号 に規定する事業を行う協同組合連合会をいう。第三百四十九条の三第二十六項において同じ。）を除く。）及び中央会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び地方議会議員共済会、厚生年金基金及び企業年金連合会、企業年金基金、国民年金基金及び国民年金基金連合会、法人である労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 による法人である職員団体等、漁船保険組合、漁船保険中央会、たばこ耕作組合、輸出水産業組合並びに土地改良事業団体連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課することができない。

5 市町村は、旅客会社等が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第百八十号）第十二条第一項第三号 又は第六号 の規定に基づき借り受ける固定資産のうち第二項第二号の五 に掲げる固定資産で政令で定めるものに対しては、固定資産税を課することができない。

6 市町村は、非課税独立行政法人が所有する固定資産（当該固定資産を所有する非課税独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。）及び国立大学法人等が所有する固定資産（当該固定資産を所有する国立大学法人等以外の者が使用

しているものを除く。) に対しては、固定資産税を課することができない。

7 市町村は、非課税独立行政法人で政令で定めるものが公益社団法人又は公益財団法人から無償で借り受けて直接その本来の業務の用に供する土地で政令で定めるものに対しては、固定資産税を課することができない。

8 市町村は、非課税地方独立行政法人が所有する固定資産（当該固定資産を所有する非課税地方独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。）及び公立大学法人が所有する固定資産（当該固定資産を所有する公立大学法人以外の者が使用しているものを除く。）に対しては、固定資産税を課することができない。

9 市町村は、外国の政府が所有する次に掲げる施設の用に供する固定資産に対しては、固定資産税を課することができない。ただし、第三号に掲げる施設の用に供する固定資産については、外国が固定資産税に相当する税を当該外国において日本国の同号に掲げる施設の用に供する固定資産に対して課する場合においては、この限りでない。

一 大使館、公使館又は領事館

二 専ら大使館、公使館若しくは領事館の長又は大使館若しくは公使館の職員の居住の用に供する施設

三 専ら領事館の職員の居住の用に供する施設

10 市町村長は、当該年度の前年度分の固定資産税について第二項本文又は第四項から前項までの規定の適用を受けた固定資産で当該年度において新たに固定資産税を課することとなるものがある場合においては、第四百十一条第一項の規定による固定資産の価格等の登録後遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知するように努めなければならない。

出典：総務省/地方税法(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)第四章 目的税、第六節 都市計画税  
第三百四十八条

#### 固定資産税の免税点（第七百二条の二）

第三百五十一条 市町村は、同一の者について当該市町村の区域内におけるその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては三十万円、家屋にあつては二十万円、償却資産にあつては百五十万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができない。ただし、財政上その他特別の必要がある場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、その額がそれぞれ三十万円、二十万円又は百五十万円に満たないときであつても、固定資産税を課することができる。

出典：総務省/地方税法(昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号)第四章 目的税、第六節 都市計画税  
第三百五十一条



### ③都市計画税の非課税エリアの補正の要否の検討

#### ■問題と対応の方向性

- (1)、(2)で示したように、都市計画税においては、非課税エリアが存在することから、全国の市街化区域内の地積を網羅的に把握することができないという問題がある。
- この問題への対応策として、市街化区域内に限定した地積を把握することのできる市街化区域農地を用いて、土地の種別の地積を補正することが考えられる。
- そのため、ここでは平成11年度から平成19年度における都市計画税調「(5)三大都市圏の特定市に所在する市街化区域の農地の負担調整に関する調」及び、「(8)農地の負担調整に関する調」で把握する市町村を対象として、固定資産税調及び都市計画税調で把握する市街化区域農地の地積を比較し、非課税エリアの補正の要否を検討する。

#### ■検討結果

- 比較結果は、以下の表の通りである。
- 市街化区域農地を比較すると、各年により多少の差があるが、都市計画税に比べ固定資産税の課税面積が多少大きい市町村(-1%より大きく0%より小さい市町村)は全体の30%程度、都市計画税に比べ固定資産税の課税面積が大きい市町村(-1%未満の市町村)は全体の1%程度である。
- 本推計においては、以上の都市計画税の課税面積が固定資産税の課税面積に比べて小さい市町村が存在することから、市街化区域農地の割合を元に補正地積を設定し、一律に補正を行うこととする。
- また、都市計画税の課税面積が、固定資産税の課税面積に比べて大きい市町村については、実際都市計画税の課税台帳上計上されている面積を減じることとなるため、補正をせずに、都市計画税調より把握した地積をそのまま用いることとする。
- また、平成11年度の課税面積の差を次ページに示す。

#### ■都市計画税及び固定資産税の課税面積

	H12 (H11年度)		H13 (H12年度)		H14 (H13年度)		H15 (H14年度)		H16 (H15年度)		H17 (H16年度)		H18 (H17年度)		H19 (H18年度)		H20 (H19年度)	
誤差なし	1	0.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.1%	1	0.2%	0	0.0%
(課税面積の差)≥+1%	7	0.8%	5	0.6%	6	0.7%	6	0.7%	8	1.0%	12	1.5%	35	5.2%	39	6.0%	44	6.8%
0%<(課税面積の差)<+1%	249	30.1%	256	31.1%	236	28.9%	224	27.4%	225	27.7%	238	30.4%	229	33.7%	198	30.2%	208	32.0%
-1%<(課税面積の差)<0%	228	27.6%	222	27.0%	238	29.1%	248	30.3%	239	29.5%	220	28.1%	179	26.4%	199	30.4%	184	28.3%
-1%≤(課税面積の差)	3	0.4%	4	0.5%	6	0.7%	7	0.9%	9	1.1%	11	1.4%	5	0.7%	7	1.1%	7	1.1%
固定資産税のみ課税	338	40.9%	335	40.8%	332	40.6%	334	40.8%	330	40.7%	303	38.6%	230	33.9%	211	32.2%	207	31.8%
全市町村数	826	100.0%	822	100.0%	818	100.0%	819	100.0%	811	100.0%	784	100.0%	679	100.0%	655	100.0%	650	100.0%

※「課税面積の差」は、都市計画税と固定資産税の課税面積の差を示す。

都市計画税調の課税面積の方が固定資産税調の課税面積よりも大きいため、補正の必要がない市町村

都市計画税調の課税面積の方が固定資産税調の課税面積よりも小さいため、補正する市町村

都市計画税の課税タイプ B、C、D として、人口集中地区面積及び市街化区域面積により補正 (P.1-17)

■市街化区域農地面積の比較

		特定市街化区域農地	一般市街化区域農地	市街化区域農地（計）
北海道	札幌市	-	0.0%	0.0%
北海道	函館市	-	0.0%	0.0%
北海道	小樽市	-	0.0%	0.0%
北海道	旭川市	-	0.0%	0.0%
北海道	室蘭市	-	0.7%	0.7%
北海道	釧路市	-	0.2%	0.2%
北海道	帯広市	-	-0.2%	-0.2%
北海道	北見市	-	0.0%	0.0%
北海道	苫小牧市	-	0.1%	0.1%
北海道	江別市	-	0.0%	0.0%
北海道	千歳市	-	-0.1%	-0.1%
北海道	登別市	-	-0.4%	-0.4%
北海道	恵庭市	-	0.1%	0.1%
北海道	伊達市	-	-0.1%	-0.1%
北海道	北広島市	-	0.0%	0.0%
北海道	石狩市	-	-0.4%	-0.4%
北海道	上磯町	-	100.0%	100.0%
北海道	大野町	-	100.0%	100.0%
北海道	七飯町	-	100.0%	100.0%
北海道	鷹栖町	-	-0.2%	-0.2%
北海道	東神楽町	-	0.8%	0.8%
北海道	白老町	-	100.0%	100.0%
北海道	早来町	-	100.0%	100.0%
北海道	厚真町	-	100.0%	100.0%
北海道	鶴川町	-	100.0%	100.0%
北海道	音更町	-	100.0%	100.0%
北海道	幕別町	-	100.0%	100.0%
青森県	青森市	-	100.0%	100.0%
青森県	弘前市	-	0.0%	0.0%
青森県	八戸市	-	100.0%	100.0%
青森県	岩木町	-	100.0%	100.0%
青森県	藤崎町	-	100.0%	100.0%
青森県	大鰐町	-	0.2%	0.2%
青森県	尾上町	-	100.0%	100.0%
青森県	平賀町	-	100.0%	100.0%
青森県	田舎館村	-	100.0%	100.0%
青森県	百石町	-	100.0%	100.0%
青森県	下田町	-	100.0%	100.0%
青森県	六ヶ所村	-	100.0%	100.0%
岩手県	盛岡市	-	0.0%	0.0%
岩手県	滝沢村	-	100.0%	100.0%
岩手県	玉山村	-	100.0%	100.0%
岩手県	矢巾町	-	100.0%	100.0%
宮城県	仙台市	-	0.0%	0.0%
宮城県	石巻市	-	0.0%	0.0%
宮城県	塩竈市	-	-0.1%	-0.1%
宮城県	名取市	-	0.0%	0.0%
宮城県	多賀城市	-	0.0%	0.0%
宮城県	岩沼市	-	0.0%	0.0%
宮城県	松島町	-	0.1%	0.1%
宮城県	七ヶ浜町	-	-0.2%	-0.2%
宮城県	利府町	-	100.0%	100.0%
宮城県	大和町	-	0.0%	0.0%
宮城県	富谷町	-	100.0%	100.0%
宮城県	大衡村	-	100.0%	100.0%
宮城県	矢本町	-	100.0%	100.0%
宮城県	河南町	-	100.0%	100.0%
宮城県	鳴瀬町	-	100.0%	100.0%
宮城県	女川町	-	100.0%	100.0%
秋田県	秋田市	-	100.0%	100.0%
秋田県	昭和町	-	100.0%	100.0%
秋田県	飯田川町	-	100.0%	100.0%
秋田県	天王町	-	100.0%	100.0%
山形県	山形市	-	0.0%	0.0%
山形県	酒田市	-	-13.2%	-13.2%
山形県	上山市	-	0.0%	0.0%
山形県	天童市	-	-0.1%	-0.1%
山形県	山辺町	-	100.0%	100.0%
山形県	中山町	-	100.0%	100.0%

		特定市街化区域農地	一般市街化区域農地	市街化区域農地（計）
山形県	遊佐町	-	100.0%	100.0%
福島県	福島市	-	0.0%	0.0%
福島県	会津若松市	-	100.0%	100.0%
福島県	郡山市	-	0.0%	0.0%
福島県	いわき市	-	0.0%	0.0%
福島県	須賀川市	-	0.1%	0.1%
福島県	桑折町	-	100.0%	100.0%
福島県	伊達町	-	100.0%	100.0%
福島県	国見町	-	100.0%	100.0%
福島県	梁川町	-	100.0%	100.0%
福島県	保原町	-	100.0%	100.0%
福島県	鏡石町	-	100.0%	100.0%
福島県	北会津村	-	100.0%	100.0%
福島県	河東町	-	100.0%	100.0%
福島県	会津本郷町	-	100.0%	100.0%
茨城県	水戸市	-	0.0%	0.0%
茨城県	日立市	-	0.0%	0.0%
茨城県	土浦市	-	0.0%	0.0%
茨城県	古河市	-	0.0%	0.0%
茨城県	石岡市	-	0.0%	0.0%
茨城県	下館市	-	0.0%	0.0%
茨城県	結城市	-	0.0%	0.0%
茨城県	龍ヶ崎市	0.0%	-	0.0%
茨城県	水海道市	-0.3%	-	-0.3%
茨城県	常陸太田市	-	0.0%	0.0%
茨城県	取手市	0.0%	-	0.0%
茨城県	岩井市	-0.1%	-	-0.1%
茨城県	牛久市	0.0%	-	0.0%
茨城県	つくば市	-	100.0%	100.0%
茨城県	ひたちなか市	-	0.0%	0.0%
茨城県	鹿嶋市	-	100.0%	100.0%
茨城県	茨城町	-	100.0%	100.0%
茨城県	内原町	-	100.0%	100.0%
茨城県	大洗町	-	0.1%	0.1%
茨城県	岩瀬町	-	100.0%	100.0%
茨城県	東海村	-	-0.1%	-0.1%
茨城県	那珂町	-	0.0%	0.0%
茨城県	瓜連町	-	100.0%	100.0%
茨城県	十王町	-	0.0%	0.0%
茨城県	神栖町	-	100.0%	100.0%
茨城県	波崎町	-	100.0%	100.0%
茨城県	牛堀町	-	100.0%	100.0%
茨城県	潮来町	-	0.0%	0.0%
茨城県	江戸崎町	-	100.0%	100.0%
茨城県	美浦村	-	100.0%	100.0%
茨城県	阿見町	-	0.0%	0.0%
茨城県	荃崎町	-	100.0%	100.0%
茨城県	新利根町	-	100.0%	100.0%
茨城県	霞ヶ浦町	-	100.0%	100.0%
茨城県	千代田町	-	100.0%	100.0%
茨城県	新治村	-	100.0%	100.0%
茨城県	伊奈町	-	100.0%	100.0%
茨城県	谷和原村	-	100.0%	100.0%
茨城県	関城町	-	100.0%	100.0%
茨城県	明野町	-	100.0%	100.0%
茨城県	真壁町	-	100.0%	100.0%
茨城県	大和村	-	100.0%	100.0%
茨城県	協和町	-	100.0%	100.0%
茨城県	八千代町	-	100.0%	100.0%
茨城県	総和町	-	0.0%	0.0%
茨城県	五霞町	-	100.0%	100.0%
茨城県	三和町	-	100.0%	100.0%
茨城県	猿島町	-	100.0%	100.0%
茨城県	境町	-	100.0%	100.0%
茨城県	守谷町	-	-0.1%	-0.1%
茨城県	藤代町	-	-0.1%	-0.1%
茨城県	利根町	-	0.6%	0.6%
栃木県	宇都宮市	-	0.0%	0.0%
栃木県	足利市	-	0.0%	0.0%
栃木県	栃木市	-	0.0%	0.0%
栃木県	佐野市	-	0.0%	0.0%
栃木県	鹿沼市	-	0.0%	0.0%

		特定市街化区域農地	一般市街化区域農地	市街化区域農地（計）
栃木県	小山市	-	0.0%	0.0%
栃木県	真岡市	-	0.0%	0.0%
栃木県	上三川町	-	0.1%	0.1%
栃木県	南河内町	-	0.1%	0.1%
栃木県	河内町	-	-0.1%	-0.1%
栃木県	二宮町	-	0.1%	0.1%
栃木県	芳賀町	-	100.0%	100.0%
栃木県	壬生町	-	0.0%	0.0%
栃木県	石橋町	-	0.0%	0.0%
栃木県	国分寺町	-	0.2%	0.2%
栃木県	野木町	-	100.0%	100.0%
栃木県	大平町	-	0.0%	0.0%
栃木県	藤岡町	-	100.0%	100.0%
栃木県	岩舟町	-	100.0%	100.0%
栃木県	都賀町	-	100.0%	100.0%
栃木県	高根沢町	-	0.5%	0.5%
栃木県	田沼町	-	0.0%	0.0%
栃木県	葛生町	-	-0.1%	-0.1%
群馬県	前橋市	-	0.0%	0.0%
群馬県	高崎市	-	0.0%	0.0%
群馬県	桐生市	-	0.0%	0.0%
群馬県	伊勢崎市	-	0.0%	0.0%
群馬県	太田市	-	0.0%	0.0%
群馬県	館林市	-	0.0%	0.0%
群馬県	藤岡市	-	0.0%	0.0%
群馬県	群馬町	-	0.0%	0.0%
群馬県	新町	-	0.0%	0.0%
群馬県	境町	-	0.0%	0.0%
群馬県	玉村町	-	-0.1%	-0.1%
群馬県	尾島町	-	0.1%	0.1%
群馬県	新田町	-	0.1%	0.1%
群馬県	明和町	-	100.0%	100.0%
群馬県	千代田町	-	100.0%	100.0%
群馬県	大泉町	-	0.0%	0.0%
群馬県	邑楽町	-	0.0%	0.0%
埼玉県	川越市	0.0%	-	0.0%
埼玉県	熊谷市	-	0.0%	0.0%
埼玉県	川口市	0.0%	-	0.0%
埼玉県	浦和市	0.0%	-	0.0%
埼玉県	大宮市	0.1%	-	0.1%
埼玉県	行田市	0.0%	-	0.0%
埼玉県	所沢市	0.0%	-	-74.3%
埼玉県	飯能市	-0.1%	-	-0.1%
埼玉県	加須市	0.1%	-	0.1%
埼玉県	本庄市	-	0.0%	0.0%
埼玉県	東松山市	0.1%	-	0.1%
埼玉県	岩槻市	0.0%	-	0.0%
埼玉県	春日部市	0.0%	-	0.0%
埼玉県	狭山市	0.0%	-	0.0%
埼玉県	羽生市	0.0%	-	0.0%
埼玉県	鴻巣市	0.0%	-	0.0%
埼玉県	深谷市	-	0.0%	0.0%
埼玉県	上尾市	0.0%	-	0.0%
埼玉県	与野市	-0.1%	-	-0.1%
埼玉県	草加市	0.0%	-	0.0%
埼玉県	越谷市	0.0%	-	0.0%
埼玉県	蕨市	0.5%	-	0.5%
埼玉県	戸田市	0.1%	-	0.1%
埼玉県	入間市	0.0%	-	0.0%
埼玉県	鳩ヶ谷市	0.1%	-	0.1%
埼玉県	朝霞市	0.0%	-	0.0%
埼玉県	志木市	0.2%	-	0.2%
埼玉県	和光市	-0.1%	-	-0.1%
埼玉県	新座市	-0.1%	-	-0.1%
埼玉県	桶川市	0.1%	-	0.1%
埼玉県	久喜市	-0.1%	-	-0.1%
埼玉県	北本市	0.0%	-	0.0%
埼玉県	八潮市	0.0%	-	0.0%
埼玉県	富士見市	0.1%	-	0.1%
埼玉県	上福岡市	0.0%	-	0.0%
埼玉県	三郷市	100.0%	-	100.0%
埼玉県	蓮田市	100.0%	-	100.0%

		特定市街化区域農地	一般市街化区域農地	市街化区域農地（計）
埼玉県	坂戸市	-0.1%	-	-0.1%
埼玉県	幸手市	-0.2%	-	-0.2%
埼玉県	鶴ヶ島市	-0.1%	-	-0.1%
埼玉県	日高市	0.0%	-	0.0%
埼玉県	吉川市	100.0%	-	100.0%
埼玉県	伊奈町	-	100.0%	100.0%
埼玉県	吹上町	-	0.0%	0.0%
埼玉県	大井町	-	-0.1%	-0.1%
埼玉県	三芳町	-	0.0%	0.0%
埼玉県	毛呂山町	-	-0.1%	-0.1%
埼玉県	越生町	-	100.0%	100.0%
埼玉県	滑川町	-	100.0%	100.0%
埼玉県	嵐山町	-	100.0%	100.0%
埼玉県	小川町	-	0.1%	0.1%
埼玉県	川島町	-	100.0%	100.0%
埼玉県	吉見町	-	100.0%	100.0%
埼玉県	鳩山町	-	100.0%	100.0%
埼玉県	大里村	-	100.0%	100.0%
埼玉県	江南町	-	100.0%	100.0%
埼玉県	妻沼町	-	0.1%	0.1%
埼玉県	岡部町	-	100.0%	100.0%
埼玉県	川本町	-	100.0%	100.0%
埼玉県	騎西町	-	0.3%	0.3%
埼玉県	南河原村	-	100.0%	100.0%
埼玉県	川里村	-	100.0%	100.0%
埼玉県	大利根町	-	100.0%	100.0%
埼玉県	宮代町	-	100.0%	100.0%
埼玉県	白岡町	-	0.0%	0.0%
埼玉県	菖蒲町	-	100.0%	100.0%
埼玉県	栗橋町	-	100.0%	100.0%
埼玉県	鷺宮町	-	100.0%	100.0%
埼玉県	杉戸町	-	100.0%	100.0%
埼玉県	松伏町	-	100.0%	100.0%
埼玉県	庄和町	-	100.0%	100.0%
千葉県	千葉市	0.0%	-	0.0%
千葉県	市川市	0.0%	-	0.0%
千葉県	船橋市	5.2%	-	5.2%
千葉県	木更津市	0.0%	-	0.0%
千葉県	松戸市	0.0%	-	0.0%
千葉県	野田市	0.0%	-	0.0%
千葉県	成田市	-0.1%	-	-0.1%
千葉県	佐倉市	0.0%	-	0.0%
千葉県	習志野市	0.4%	-	0.4%
千葉県	柏市	0.0%	-	0.0%
千葉県	市原市	0.0%	-	0.0%
千葉県	流山市	0.0%	-	0.0%
千葉県	八千代市	0.0%	-	0.0%
千葉県	我孫子市	0.1%	-	0.1%
千葉県	鎌ヶ谷市	0.0%	-	0.0%
千葉県	君津市	0.0%	-	0.0%
千葉県	富津市	100.0%	-	100.0%
千葉県	浦安市	100.0%	-	100.0%
千葉県	四街道市	-0.1%	-	-0.1%
千葉県	袖ヶ浦市	0.0%	-	0.0%
千葉県	印西市	0.2%	-	0.2%
千葉県	関宿町	-	0.0%	0.0%
千葉県	沼南町	-	100.0%	100.0%
千葉県	酒々井町	-	-0.1%	-0.1%
千葉県	富里町	-	0.0%	0.0%
千葉県	印旛村	-	100.0%	100.0%
千葉県	白井町	-	-29.7%	-29.7%
千葉県	栄町	-	-0.2%	-0.2%
千葉県	大網白里町	-	100.0%	100.0%
東京都	特別区	11.2%	-	11.2%
東京都	八王子市	0.0%	-	0.0%
東京都	立川市	0.0%	-	0.0%
東京都	武蔵野市	0.7%	-	0.7%
東京都	三鷹市	-0.1%	-	-0.1%
東京都	青梅市	0.0%	-	0.0%
東京都	府中市	0.0%	-	0.0%
東京都	昭島市	0.1%	-	0.1%
東京都	調布市	-0.1%	-	-0.1%

		特定市街化区域農地	一般市街化区域農地	市街化区域農地（計）
東京都	町田市	0.0%	-	0.0%
東京都	小金井市	0.1%	-	0.1%
東京都	小平市	7.5%	-	7.5%
東京都	日野市	0.0%	-	0.0%
東京都	東村山市	0.0%	-	0.0%
東京都	国分寺市	0.1%	-	0.1%
東京都	国立市	0.0%	-	0.0%
東京都	田無市	-0.5%	-	-0.5%
東京都	保谷市	-0.1%	-	-0.1%
東京都	福生市	0.3%	-	0.3%
東京都	狛江市	-0.2%	-	-0.2%
東京都	東大和市	0.1%	-	0.1%
東京都	清瀬市	-0.2%	-	-0.2%
東京都	東久留米市	0.1%	-	0.1%
東京都	武蔵村山市	0.0%	-	0.0%
東京都	多摩市	0.1%	-	0.1%
東京都	稲城市	0.1%	-	0.1%
東京都	羽村市	0.1%	-	0.1%
東京都	あきる野市	-0.1%	-	-0.1%
東京都	瑞穂町	-	0.0%	0.0%
東京都	日の出町	-	0.0%	0.0%
神奈川県	横浜市	0.0%	-	0.0%
神奈川県	川崎市	0.0%	-	0.0%
神奈川県	横須賀市	0.0%	-	0.0%
神奈川県	平塚市	0.0%	-	0.0%
神奈川県	鎌倉市	0.0%	-	0.0%
神奈川県	藤沢市	0.0%	-	0.0%
神奈川県	小田原市	0.0%	-	0.0%
神奈川県	茅ヶ崎市	0.0%	-	0.0%
神奈川県	逗子市	1.1%	-	1.1%
神奈川県	相模原市	0.0%	-	0.0%
神奈川県	三浦市	0.0%	-	0.0%
神奈川県	秦野市	-0.1%	-	-0.1%
神奈川県	厚木市	-0.1%	-	-0.1%
神奈川県	大和市	0.0%	-	0.0%
神奈川県	伊勢原市	-0.2%	-	-0.2%
神奈川県	海老名市	0.1%	-	0.1%
神奈川県	座間市	0.1%	-	0.1%
神奈川県	南足柄市	0.0%	-	0.0%
神奈川県	綾瀬市	0.0%	-	0.0%
神奈川県	葉山町	-	-0.1%	-0.1%
神奈川県	寒川町	-	0.0%	0.0%
神奈川県	大磯町	-	100.0%	100.0%
神奈川県	二宮町	-	100.0%	100.0%
神奈川県	中井町	-	100.0%	100.0%
神奈川県	大井町	-	100.0%	100.0%
神奈川県	松田町	-	100.0%	100.0%
神奈川県	開成町	-	100.0%	100.0%
神奈川県	愛川町	-	0.0%	0.0%
神奈川県	城山町	-	-0.1%	-0.1%
新潟県	新潟市	-	0.0%	0.0%
新潟県	長岡市	-	0.3%	0.3%
新潟県	新発田市	-	0.2%	0.2%
新潟県	新津市	-	100.0%	100.0%
新潟県	見附市	-	0.0%	0.0%
新潟県	豊栄市	-	0.0%	0.0%
新潟県	上越市	-	0.0%	0.0%
新潟県	豊浦町	-	100.0%	100.0%
新潟県	聖籠町	-	100.0%	100.0%
新潟県	紫雲寺町	-	100.0%	100.0%
新潟県	小須戸町	-	100.0%	100.0%
新潟県	横越町	-	100.0%	100.0%
新潟県	亀田町	-	-0.1%	-0.1%
新潟県	黒埼町	-	100.0%	100.0%
新潟県	中之島町	-	100.0%	100.0%
新潟県	越路町	-	0.0%	0.0%
新潟県	三島町	-	0.1%	0.1%
新潟県	与板町	-	-0.4%	-0.4%
新潟県	大潟町	-	100.0%	100.0%
新潟県	頸城村	-	100.0%	100.0%
富山県	富山市	-	0.0%	0.0%
富山県	高岡市	-	100.0%	100.0%

		特定市街化区域農地	一般市街化区域農地	市街化区域農地（計）
富山県	新湊市	-	100.0%	100.0%
富山県	婦中町	-	100.0%	100.0%
富山県	小杉町	-	100.0%	100.0%
富山県	大門町	-	100.0%	100.0%
富山県	大島町	-	100.0%	100.0%
石川県	金沢市	-	0.0%	0.0%
石川県	小松市	-	0.0%	0.0%
石川県	松任市	-	0.0%	0.0%
石川県	根上町	-	-0.1%	-0.1%
石川県	寺井町	-	0.0%	0.0%
石川県	野々市町	-	0.0%	0.0%
石川県	内灘町	-	0.1%	0.1%
福井県	福井市	-	0.0%	0.0%
福井県	松岡町	-	100.0%	100.0%
山梨県	甲府市	-	0.0%	0.0%
山梨県	竜王町	-	100.0%	100.0%
山梨県	敷島町	-	100.0%	100.0%
山梨県	玉穂町	-	100.0%	100.0%
山梨県	昭和町	-	100.0%	100.0%
山梨県	田富町	-	100.0%	100.0%
長野県	長野市	-	0.0%	0.0%
長野県	松本市	-	0.0%	0.0%
長野県	須坂市	-	0.0%	0.0%
長野県	塩尻市	-	0.0%	0.0%
長野県	豊科町	-	100.0%	100.0%
長野県	小布施町	-	100.0%	100.0%
長野県	豊野町	-	0.1%	0.1%
岐阜県	岐阜市	-	0.0%	0.0%
岐阜県	大垣市	-	0.0%	0.0%
岐阜県	多治見市	-	0.0%	0.0%
岐阜県	羽島市	-	0.0%	0.0%
岐阜県	各務原市	-	0.0%	0.0%
岐阜県	川島町	-	100.0%	100.0%
岐阜県	岐南町	-	100.0%	100.0%
岐阜県	笠松町	-	100.0%	100.0%
岐阜県	柳津町	-	100.0%	100.0%
岐阜県	垂井町	-	100.0%	100.0%
岐阜県	神戸町	-	100.0%	100.0%
岐阜県	安八町	-	100.0%	100.0%
岐阜県	墨俣町	-	100.0%	100.0%
岐阜県	北方町	-	100.0%	100.0%
岐阜県	穂積町	-	100.0%	100.0%
岐阜県	巣南町	-	100.0%	100.0%
岐阜県	糸貫町	-	100.0%	100.0%
静岡県	静岡市	-	0.0%	0.0%
静岡県	浜松市	-	0.0%	0.0%
静岡県	沼津市	-	0.0%	0.0%
静岡県	清水市	-	0.1%	0.1%
静岡県	三島市	-	0.0%	0.0%
静岡県	富士宮市	-	0.0%	0.0%
静岡県	富士市	-	0.0%	0.0%
静岡県	磐田市	-	-0.1%	-0.1%
静岡県	焼津市	-	0.0%	0.0%
静岡県	藤枝市	-	0.0%	0.0%
静岡県	御殿場市	-	0.0%	0.0%
静岡県	浜北市	-	0.0%	0.0%
静岡県	裾野市	-	0.0%	0.0%
静岡県	湖西市	-	0.1%	0.1%
静岡県	伊豆長岡町	-	100.0%	100.0%
静岡県	修善寺町	-	100.0%	100.0%
静岡県	函南町	-	0.1%	0.1%
静岡県	韭山町	-	100.0%	100.0%
静岡県	大仁町	-	100.0%	100.0%
静岡県	清水町	-	0.1%	0.1%
静岡県	長泉町	-	0.0%	0.0%
静岡県	小山町	-	100.0%	100.0%
静岡県	岡部町	-	-0.2%	-0.2%
静岡県	大井川町	-	100.0%	100.0%
静岡県	福田町	-	0.1%	0.1%
静岡県	竜洋町	-	100.0%	100.0%
静岡県	豊田町	-	0.3%	0.3%
静岡県	舞阪町	-	100.0%	100.0%

		特定市街化区域農地	一般市街化区域農地	市街化区域農地（計）
静岡県	新居町	-	100.0%	100.0%
静岡県	雄踏町	-	100.0%	100.0%
静岡県	細江町	-	100.0%	100.0%
静岡県	引佐町	-	100.0%	100.0%
愛知県	名古屋市	0.0%	-	0.0%
愛知県	豊橋市	-	0.0%	0.0%
愛知県	岡崎市	0.0%	-	0.0%
愛知県	一宮市	0.0%	-	0.0%
愛知県	瀬戸市	0.1%	-	0.1%
愛知県	半田市	0.0%	-	0.0%
愛知県	春日井市	0.0%	-	0.0%
愛知県	豊川市	-	0.0%	0.0%
愛知県	津島市	-0.1%	-	-0.1%
愛知県	碧南市	0.0%	-	0.0%
愛知県	刈谷市	0.0%	-	0.0%
愛知県	豊田市	0.0%	-	0.0%
愛知県	安城市	0.0%	-	0.0%
愛知県	西尾市	-0.1%	-	-0.1%
愛知県	蒲郡市	-	0.0%	0.0%
愛知県	犬山市	-0.1%	-	-0.1%
愛知県	常滑市	0.0%	-	0.0%
愛知県	江南市	-0.1%	-	-0.1%
愛知県	尾西市	0.0%	-	0.0%
愛知県	小牧市	0.0%	-	0.0%
愛知県	稲沢市	-0.1%	-	-0.1%
愛知県	新城市	-	0.0%	0.0%
愛知県	東海市	0.0%	-	0.0%
愛知県	大府市	0.0%	-	0.0%
愛知県	知多市	0.1%	-	0.1%
愛知県	知立市	0.0%	-	0.0%
愛知県	尾張旭市	0.0%	-	0.0%
愛知県	高浜市	-0.1%	-	-0.1%
愛知県	岩倉市	-0.1%	-	-0.1%
愛知県	豊明市	0.0%	-	0.0%
愛知県	日進市	0.1%	-	0.1%
愛知県	東郷町	-	0.0%	0.0%
愛知県	長久手町	-	0.0%	0.0%
愛知県	西枇杷島町	-	-0.1%	-0.1%
愛知県	豊山町	-	100.0%	100.0%
愛知県	師勝町	-	0.0%	0.0%
愛知県	西春町	-	0.1%	0.1%
愛知県	春日町	-	100.0%	100.0%
愛知県	清洲町	-	0.0%	0.0%
愛知県	新川町	-	0.0%	0.0%
愛知県	大口町	-	-0.1%	-0.1%
愛知県	扶桑町	-	-0.1%	-0.1%
愛知県	木曽川町	-	0.0%	0.0%
愛知県	祖父江町	-	-0.1%	-0.1%
愛知県	平和町	-	100.0%	100.0%
愛知県	七宝町	-	100.0%	100.0%
愛知県	美和町	-	100.0%	100.0%
愛知県	甚目寺町	-	100.0%	100.0%
愛知県	大治町	-	100.0%	100.0%
愛知県	蟹江町	-	100.0%	100.0%
愛知県	弥富町	-	100.0%	100.0%
愛知県	佐屋町	-	100.0%	100.0%
愛知県	佐織町	-	100.0%	100.0%
愛知県	阿久比町	-	0.0%	0.0%
愛知県	東浦町	-	0.0%	0.0%
愛知県	南知多町	-	-0.1%	-0.1%
愛知県	美浜町	-	-0.1%	-0.1%
愛知県	武豊町	-	100.0%	100.0%
愛知県	一色町	-	-0.1%	-0.1%
愛知県	吉良町	-	-0.1%	-0.1%
愛知県	幡豆町	-	-0.1%	-0.1%
愛知県	幸田町	-	0.1%	0.1%
愛知県	三好町	-	0.0%	0.0%
愛知県	音羽町	-	0.0%	0.0%
愛知県	一宮町	-	-0.1%	-0.1%
愛知県	小坂井町	-	0.0%	0.0%
愛知県	御津町	-	0.0%	0.0%
愛知県	田原町	-	-0.1%	-0.1%



		特定市街化区域農地	一般市街化区域農地	市街化区域農地（計）
愛知県	赤羽根町	-	100.0%	100.0%
愛知県	渥美町	-	100.0%	100.0%
三重県	津市	-	0.0%	0.0%
三重県	四日市市	0.0%	-	0.0%
三重県	松阪市	-	0.0%	0.0%
三重県	桑名市	0.0%	-	0.0%
三重県	上野市	-	0.0%	0.0%
三重県	鈴鹿市	-	0.0%	0.0%
三重県	久居市	-	100.0%	100.0%
三重県	多度町	-	100.0%	100.0%
三重県	長島町	-	100.0%	100.0%
三重県	木曾岬町	-	100.0%	100.0%
三重県	員弁町	-	100.0%	100.0%
三重県	東員町	-	100.0%	100.0%
三重県	菟野町	-	0.1%	0.1%
三重県	桶町	-	100.0%	100.0%
三重県	朝日町	-	100.0%	100.0%
三重県	川越町	-	100.0%	100.0%
三重県	河芸町	-	100.0%	100.0%
三重県	香良洲町	-	100.0%	100.0%
三重県	嬉野町	-	100.0%	100.0%
滋賀県	大津市	-	0.0%	0.0%
滋賀県	彦根市	-	0.0%	0.0%
滋賀県	長浜市	-	0.0%	0.0%
滋賀県	近江八幡市	-	0.0%	0.0%
滋賀県	八日市市	-	0.0%	0.0%
滋賀県	草津市	-	0.0%	0.0%
滋賀県	守山市	-	0.0%	0.0%
滋賀県	志賀町	-	100.0%	100.0%
滋賀県	栗東町	-	0.0%	0.0%
滋賀県	中主町	-	100.0%	100.0%
滋賀県	野洲町	-	100.0%	100.0%
滋賀県	石部町	-	100.0%	100.0%
滋賀県	甲西町	-	100.0%	100.0%
滋賀県	水口町	-	100.0%	100.0%
滋賀県	甲賀町	-	100.0%	100.0%
滋賀県	甲南町	-	100.0%	100.0%
滋賀県	安土町	-	100.0%	100.0%
滋賀県	蒲生町	-	100.0%	100.0%
滋賀県	日野町	-	100.0%	100.0%
滋賀県	竜王町	-	100.0%	100.0%
滋賀県	五個荘町	-	100.0%	100.0%
滋賀県	能登川町	-	100.0%	100.0%
滋賀県	多賀町	-	100.0%	100.0%
滋賀県	米原町	-	-0.1%	-0.1%
滋賀県	近江町	-	100.0%	100.0%
滋賀県	虎姫町	-	100.0%	100.0%
京都府	京都市	0.0%	-	0.0%
京都府	福知山市	-	0.0%	0.0%
京都府	舞鶴市	-	100.0%	100.0%
京都府	綾部市	-	0.1%	0.1%
京都府	宇治市	0.0%	-	0.0%
京都府	亀岡市	0.0%	-	0.0%
京都府	城陽市	-0.2%	-	-0.2%
京都府	向日市	0.5%	-	0.5%
京都府	長岡京市	-0.2%	-	-0.2%
京都府	八幡市	0.0%	-	0.0%
京都府	京田辺市	0.0%	-	0.0%
京都府	大山崎町	-	100.0%	100.0%
京都府	久御山町	-	4.2%	4.2%
京都府	井手町	-	0.2%	0.2%
京都府	山城町	-	0.0%	0.0%
京都府	木津町	-	0.0%	0.0%
京都府	加茂町	-	-0.1%	-0.1%
京都府	精華町	-	-0.1%	-0.1%
京都府	園部町	-	0.0%	0.0%
京都府	八木町	-	0.0%	0.0%
大阪府	大阪市	0.0%	-	0.0%
大阪府	堺市	0.0%	-	0.0%
大阪府	岸和田市	0.0%	-	0.0%
大阪府	豊中市	-0.5%	-	-0.5%
大阪府	池田市	0.2%	-	0.2%

		特定市街化区域農地	一般市街化区域農地	市街化区域農地（計）
大阪府	吹田市	0.2%	-	0.2%
大阪府	泉大津市	0.0%	-	0.0%
大阪府	高槻市	0.0%	-	0.0%
大阪府	貝塚市	0.1%	-	0.1%
大阪府	守口市	0.4%	-	0.4%
大阪府	枚方市	0.0%	-	0.0%
大阪府	茨木市	0.0%	-	0.0%
大阪府	八尾市	0.0%	-	0.0%
大阪府	泉佐野市	0.0%	-	0.0%
大阪府	富田林市	0.1%	-	0.1%
大阪府	寝屋川市	-0.1%	-	-0.1%
大阪府	河内長野市	0.0%	-	0.0%
大阪府	松原市	0.0%	-	0.0%
大阪府	大東市	0.0%	-	0.0%
大阪府	和泉市	0.0%	-	0.0%
大阪府	箕面市	0.1%	-	0.1%
大阪府	柏原市	0.1%	-	0.1%
大阪府	羽曳野市	0.1%	-	0.1%
大阪府	門真市	0.0%	-	0.0%
大阪府	摂津市	0.1%	-	0.1%
大阪府	高石市	0.2%	-	0.2%
大阪府	藤井寺市	0.1%	-	0.1%
大阪府	東大阪市	0.0%	-	0.0%
大阪府	泉南市	0.0%	-	0.0%
大阪府	四條畷市	-0.2%	-	-0.2%
大阪府	交野市	0.0%	-	0.0%
大阪府	大阪狭山市	0.0%	-	0.0%
大阪府	阪南市	0.0%	-	0.0%
大阪府	島本町	-	0.1%	0.1%
大阪府	能勢町	-	100.0%	100.0%
大阪府	忠岡町	-	0.0%	0.0%
大阪府	熊取町	-	100.0%	100.0%
大阪府	田尻町	-	100.0%	100.0%
大阪府	岬町	-	100.0%	100.0%
大阪府	太子町	-	100.0%	100.0%
大阪府	河南町	-	100.0%	100.0%
大阪府	千早赤阪村	-	100.0%	100.0%
大阪府	美原町	-	0.1%	0.1%
兵庫県	神戸市	0.0%	-	0.0%
兵庫県	姫路市	-	0.0%	0.0%
兵庫県	尼崎市	0.1%	-	0.1%
兵庫県	明石市	-	0.0%	0.0%
兵庫県	西宮市	0.1%	-	0.1%
兵庫県	芦屋市	2.9%	-	2.9%
兵庫県	伊丹市	0.1%	-	0.1%
兵庫県	相生市	-	0.0%	0.0%
兵庫県	加古川市	-	0.0%	0.0%
兵庫県	龍野市	-	5.0%	5.0%
兵庫県	赤穂市	-	0.0%	0.0%
兵庫県	西脇市	-	0.0%	0.0%
兵庫県	宝塚市	0.2%	-	0.2%
兵庫県	三木市	-	0.0%	0.0%
兵庫県	高砂市	-	0.0%	0.0%
兵庫県	川西市	0.1%	-	0.1%
兵庫県	小野市	-	0.0%	0.0%
兵庫県	三田市	0.0%	-	0.0%
兵庫県	加西市	-	0.0%	0.0%
兵庫県	猪名川町	-	0.7%	0.7%
兵庫県	社町	-	0.0%	0.0%
兵庫県	滝野町	-	0.1%	0.1%
兵庫県	稲美町	-	0.0%	0.0%
兵庫県	播磨町	-	-0.1%	-0.1%
兵庫県	福崎町	-	100.0%	100.0%
兵庫県	香寺町	-	100.0%	100.0%
兵庫県	新宮町	-	100.0%	100.0%
兵庫県	揖保川町	-	100.0%	100.0%
兵庫県	御津町	-	100.0%	100.0%
兵庫県	太子町	-	100.0%	100.0%
兵庫県	上郡町	-	0.2%	0.2%
奈良県	奈良市	0.0%	-	0.0%
奈良県	大和高田市	0.0%	-	0.0%
奈良県	大和郡山市	0.0%	-	0.0%

		特定市街化区域農地	一般市街化区域農地	市街化区域農地（計）
奈良県	天理市	0.0%	-	0.0%
奈良県	橿原市	0.0%	-	0.0%
奈良県	桜井市	0.0%	-	0.0%
奈良県	五條市	-0.1%	-	-0.1%
奈良県	御所市	-0.1%	-	-0.1%
奈良県	生駒市	0.1%	-	0.1%
奈良県	香芝市	100.0%	-	100.0%
奈良県	平群町	-	100.0%	100.0%
奈良県	三郷町	-	0.0%	0.0%
奈良県	斑鳩町	-	0.0%	0.0%
奈良県	安堵町	-	100.0%	100.0%
奈良県	川西町	-	100.0%	100.0%
奈良県	三宅町	-	100.0%	100.0%
奈良県	田原本町	-	0.0%	0.0%
奈良県	大宇陀町	-	100.0%	100.0%
奈良県	菟田野町	-	100.0%	100.0%
奈良県	榛原町	-	100.0%	100.0%
奈良県	高取町	-	100.0%	100.0%
奈良県	新庄町	-	100.0%	100.0%
奈良県	當麻町	-	100.0%	100.0%
奈良県	上牧町	-	100.0%	100.0%
奈良県	王寺町	-	0.1%	0.1%
奈良県	広陵町	-	100.0%	100.0%
奈良県	河合町	-	100.0%	100.0%
奈良県	吉野町	-	100.0%	100.0%
奈良県	大淀町	-	100.0%	100.0%
奈良県	下市町	-	100.0%	100.0%
和歌山県	和歌山市	-	0.0%	0.0%
和歌山県	海南市	-	0.0%	0.0%
鳥取県	鳥取市	-	0.0%	0.0%
鳥取県	米子市	-	100.0%	100.0%
鳥取県	境港市	-	0.0%	0.0%
鳥取県	国府町	-	100.0%	100.0%
鳥取県	日吉津村	-	100.0%	100.0%
島根県	松江市	-	0.0%	0.0%
島根県	安来市	-	100.0%	100.0%
島根県	東出雲町	-	100.0%	100.0%
島根県	玉湯町	-	100.0%	100.0%
岡山県	岡山市	-	-0.7%	-0.7%
岡山県	倉敷市	-	0.0%	0.0%
岡山県	玉野市	-	0.0%	0.0%
岡山県	笠岡市	-	0.0%	0.0%
岡山県	総社市	-	-0.1%	-0.1%
岡山県	瀬戸町	-	0.1%	0.1%
岡山県	山陽町	-	100.0%	100.0%
岡山県	灘崎町	-	100.0%	100.0%
岡山県	早島町	-	100.0%	100.0%
岡山県	山手村	-	100.0%	100.0%
岡山県	清音村	-	100.0%	100.0%
岡山県	船穂町	-	100.0%	100.0%
岡山県	金光町	-	0.0%	0.0%
岡山県	真備町	-	100.0%	100.0%
広島県	広島市	-	0.0%	0.0%
広島県	呉市	-	0.0%	0.0%
広島県	三原市	-	0.0%	0.0%
広島県	尾道市	-	0.0%	0.0%
広島県	福山市	-	0.0%	0.0%
広島県	府中市	-	0.0%	0.0%
広島県	大竹市	-	100.0%	100.0%
広島県	東広島市	-	0.0%	0.0%
広島県	廿日市市	-	0.0%	0.0%
広島県	府中町	-	100.0%	100.0%
広島県	海田町	-	100.0%	100.0%
広島県	熊野町	-	100.0%	100.0%
広島県	坂町	-	100.0%	100.0%
広島県	大野町	-	100.0%	100.0%
広島県	墨瀬町	-	100.0%	100.0%
広島県	向島町	-	100.0%	100.0%
広島県	沼隈町	-	100.0%	100.0%
広島県	神辺町	-	100.0%	100.0%
広島県	新市町	-	100.0%	100.0%
山口県	下関市	-	0.0%	0.0%

		特定市街化区域農地	一般市街化区域農地	市街化区域農地（計）
山口県	徳山市	-	0.0%	0.0%
山口県	防府市	-	0.0%	0.0%
山口県	下松市	-	0.0%	0.0%
山口県	岩国市	-	100.0%	100.0%
山口県	光市	-	0.0%	0.0%
山口県	新南陽市	-	0.0%	0.0%
山口県	和木町	-	100.0%	100.0%
徳島県	徳島市	-	0.0%	0.0%
徳島県	鳴門市	-	100.0%	100.0%
徳島県	小松島市	-	100.0%	100.0%
徳島県	阿南市	-	100.0%	100.0%
徳島県	石井町	-	100.0%	100.0%
徳島県	那賀川町	-	100.0%	100.0%
徳島県	羽ノ浦町	-	100.0%	100.0%
徳島県	松茂町	-	100.0%	100.0%
徳島県	北島町	-	0.0%	0.0%
徳島県	鴨島町	-	100.0%	100.0%
香川県	高松市	-	100.0%	100.0%
香川県	丸亀市	-	100.0%	100.0%
香川県	坂出市	-	100.0%	100.0%
香川県	牟礼町	-	100.0%	100.0%
香川県	宇多津町	-	100.0%	100.0%
愛媛県	松山市	-	100.0%	100.0%
愛媛県	今治市	-	100.0%	100.0%
愛媛県	新居浜市	-	0.0%	0.0%
愛媛県	西条市	-	100.0%	100.0%
愛媛県	伊予市	-	100.0%	100.0%
愛媛県	北条市	-	100.0%	100.0%
愛媛県	東予市	-	100.0%	100.0%
愛媛県	小松町	-	100.0%	100.0%
愛媛県	丹原町	-	100.0%	100.0%
愛媛県	波方町	-	100.0%	100.0%
愛媛県	大西町	-	100.0%	100.0%
愛媛県	重信町	-	100.0%	100.0%
愛媛県	川内町	-	100.0%	100.0%
愛媛県	松前町	-	100.0%	100.0%
愛媛県	砥部町	-	100.0%	100.0%
高知県	高知市	-	100.0%	100.0%
高知県	南国市	-	100.0%	100.0%
高知県	土佐山田町	-	100.0%	100.0%
高知県	伊野町	-	100.0%	100.0%
福岡県	北九州市	-	0.0%	0.0%
福岡県	福岡市	-	0.0%	0.0%
福岡県	大牟田市	-	0.0%	0.0%
福岡県	久留米市	-	0.0%	0.0%
福岡県	中間市	-	-0.1%	-0.1%
福岡県	小郡市	-	100.0%	100.0%
福岡県	筑紫野市	-	0.1%	0.1%
福岡県	春日市	-	-0.1%	-0.1%
福岡県	大野城市	-	0.0%	0.0%
福岡県	宗像市	-	0.0%	0.0%
福岡県	太宰府市	-	0.0%	0.0%
福岡県	前原市	-	100.0%	100.0%
福岡県	古賀市	-	100.0%	100.0%
福岡県	那珂川町	-	100.0%	100.0%
福岡県	篠栗町	-	100.0%	100.0%
福岡県	志免町	-	100.0%	100.0%
福岡県	新宮町	-	100.0%	100.0%
福岡県	久山町	-	100.0%	100.0%
福岡県	粕屋町	-	100.0%	100.0%
福岡県	福岡町	-	100.0%	100.0%
福岡県	大木町	-	100.0%	100.0%
福岡県	高田町	-	100.0%	100.0%
福岡県	苅田町	-	100.0%	100.0%
佐賀県	佐賀市	-	0.0%	0.0%
佐賀県	鳥栖市	-	0.0%	0.0%
佐賀県	諸富町	-	100.0%	100.0%
佐賀県	大和町	-	100.0%	100.0%
佐賀県	基山町	-	100.0%	100.0%
長崎県	長崎市	-	0.0%	0.0%
長崎県	佐世保市	-	0.0%	0.0%
長崎県	諫早市	-	0.0%	0.0%

		特定市街化区域農地	一般市街化区域農地	市街化区域農地（計）
長崎県	香焼町	-	-0.2%	-0.2%
長崎県	多良見町	-	0.3%	0.3%
長崎県	長与町	-	-0.1%	-0.1%
長崎県	時津町	-	0.0%	0.0%
熊本県	熊本市	-	0.0%	0.0%
熊本県	荒尾市	-	100.0%	100.0%
熊本県	富合町	-	100.0%	100.0%
熊本県	菊陽町	-	100.0%	100.0%
熊本県	合志町	-	100.0%	100.0%
熊本県	西合志町	-	100.0%	100.0%
熊本県	嘉島町	-	100.0%	100.0%
熊本県	益城町	-	100.0%	100.0%
大分県	大分市	-	0.0%	0.0%
大分県	別府市	-	0.0%	0.0%
大分県	津久見市	-	100.0%	100.0%
宮崎県	宮崎市	-	0.0%	0.0%
宮崎県	延岡市	-	100.0%	100.0%
宮崎県	日向市	-	100.0%	100.0%
宮崎県	清武町	-	0.0%	0.0%
宮崎県	佐土原町	-	0.1%	0.1%
宮崎県	高岡町	-	100.0%	100.0%
宮崎県	国富町	-	100.0%	100.0%
宮崎県	門川町	-	100.0%	100.0%
鹿児島県	鹿児島市	-	0.0%	0.0%
沖縄県	那覇市	-	100.0%	100.0%
沖縄県	宜野湾市	-	100.0%	100.0%
沖縄県	浦添市	-	100.0%	100.0%
沖縄県	糸満市	-	100.0%	100.0%
沖縄県	北中城村	-	100.0%	100.0%
沖縄県	中城村	-	100.0%	100.0%
沖縄県	西原町	-	100.0%	100.0%
沖縄県	豊見城村	-	100.0%	100.0%
沖縄県	東風平町	-	100.0%	100.0%
沖縄県	佐敷町	-	100.0%	100.0%
沖縄県	与那原町	-	100.0%	100.0%
沖縄県	大里村	-	100.0%	100.0%
沖縄県	南風原町	-	100.0%	100.0%

※上記表の数値は、固定資産税調より把握する市街化区域農地面積に対する、両調の市街化区域農地面積の差分の割合を示す。割合は、以下の数式で算定する。

[市街化区域農地面積の差分の割合]

$$= ( [固定資産税調による面積] - [都市計画税調による面積] ) / [固定資産税調による面積] \times 100\%$$

## 2) 問題2：②タイプCにおいて都市計画税を非課税としている市町村の地積を把握できない

○タイプCのように都市計画税を非課税としている市町村は、「■都市計画税の課税タイプ分類 (P.1-14)」のパタンDに相当するものであり、その地積は、「⑤都道府県別の「住宅用地」、「商業地等」、「その他」の地積の補正」において補正するものとする。

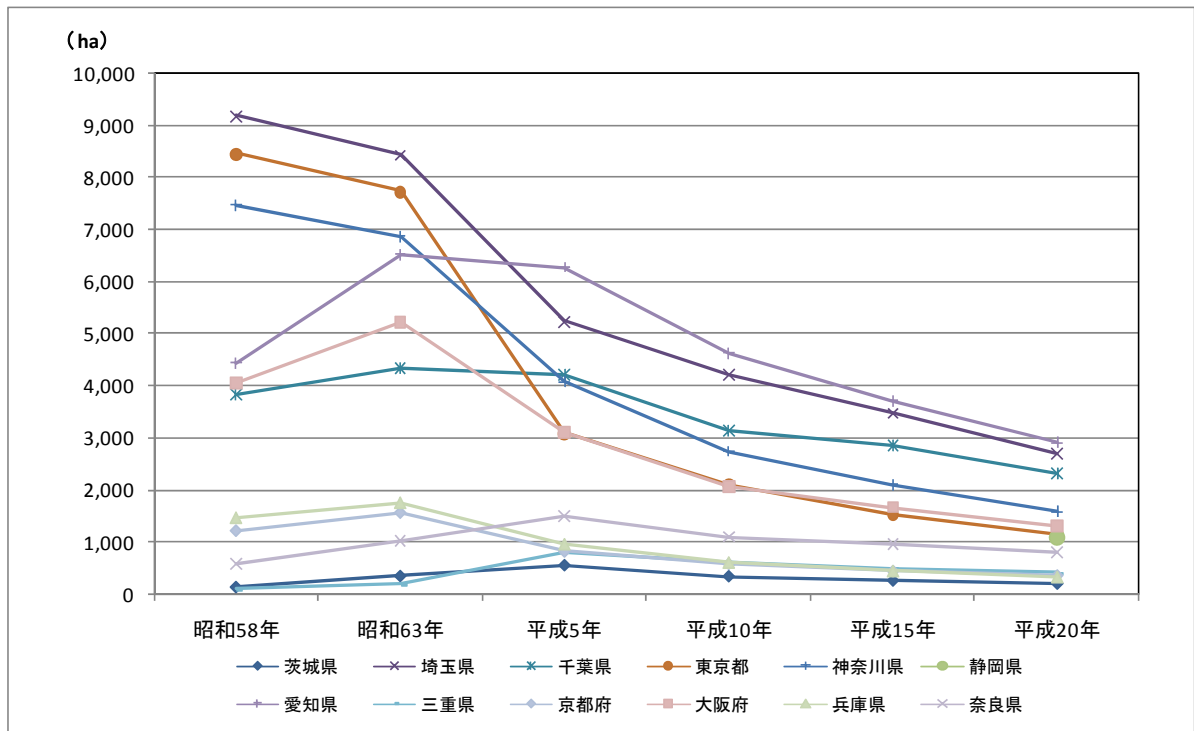
【参考 1-3】市街化区域農地・生産緑地の地積

○都道府県別に、昭和 58 年、63 年、平成 5 年、10 年、15 年、20 年の特定市街化区域農地、一般市街化区域農地、市街化区域農地の各地積のトレンドを把握した。

(1) 特定市街化区域農地の地積

- 埼玉県、東京都、神奈川県の地積は大きく減少し、平成 20 年には愛知県がもっとも大きい地積となっている。
- 他の府県では、昭和 58 年～平成 5 年にかけて地積が増加した後、減少に転じている。

■特定市街化区域農地の地積

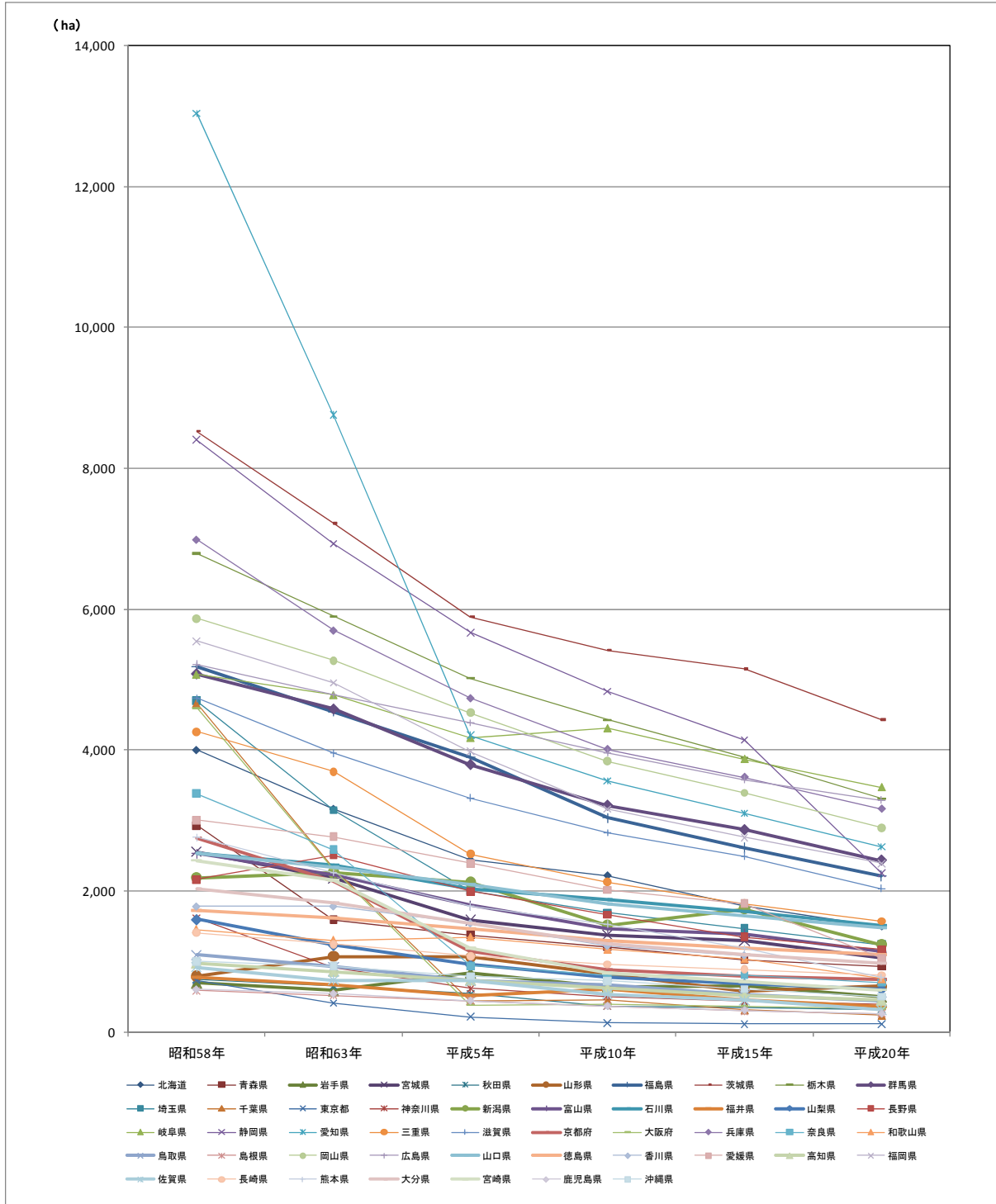


出典：総務省／固定資産の価格等の概要調書 第 18 表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

(2) 一般市街化区域農地の地積

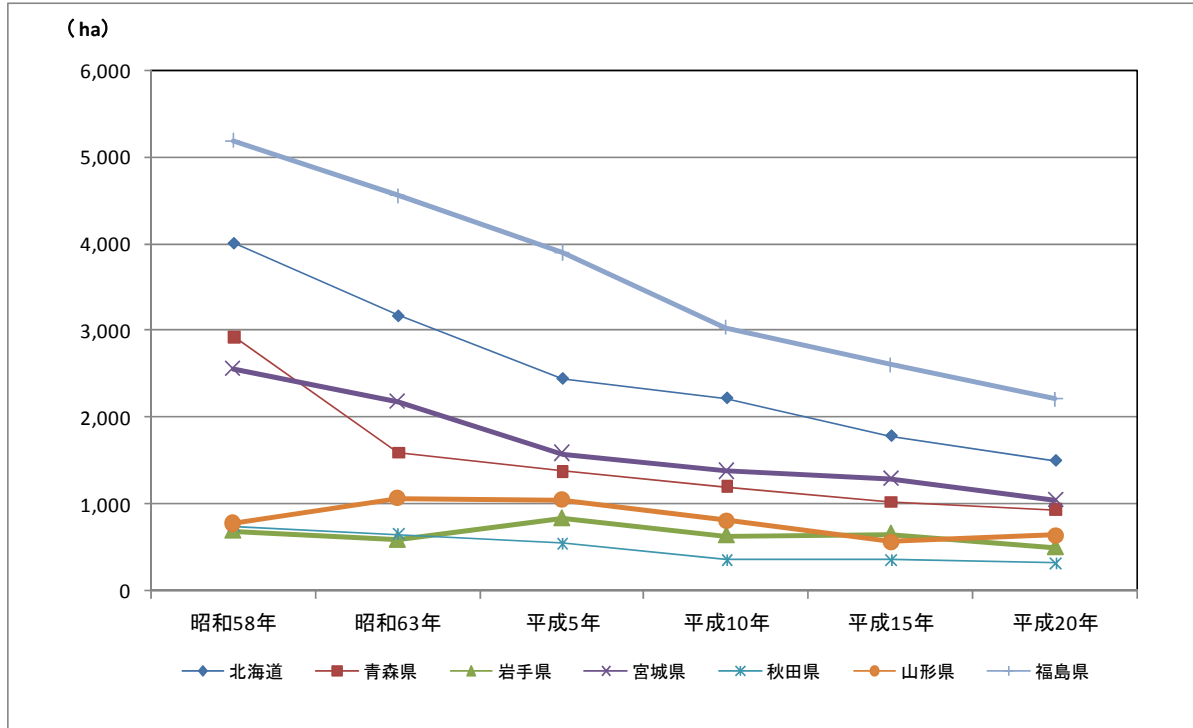
- 昭和 58 年から昭和 63 年は、愛知県がもっとも大きい地積であるが、平成 5 年にかけて大きく減少している。
- 多くの都道府県で類似した減少傾向がみられる。

■一般市街化区域農地の地積（全国）



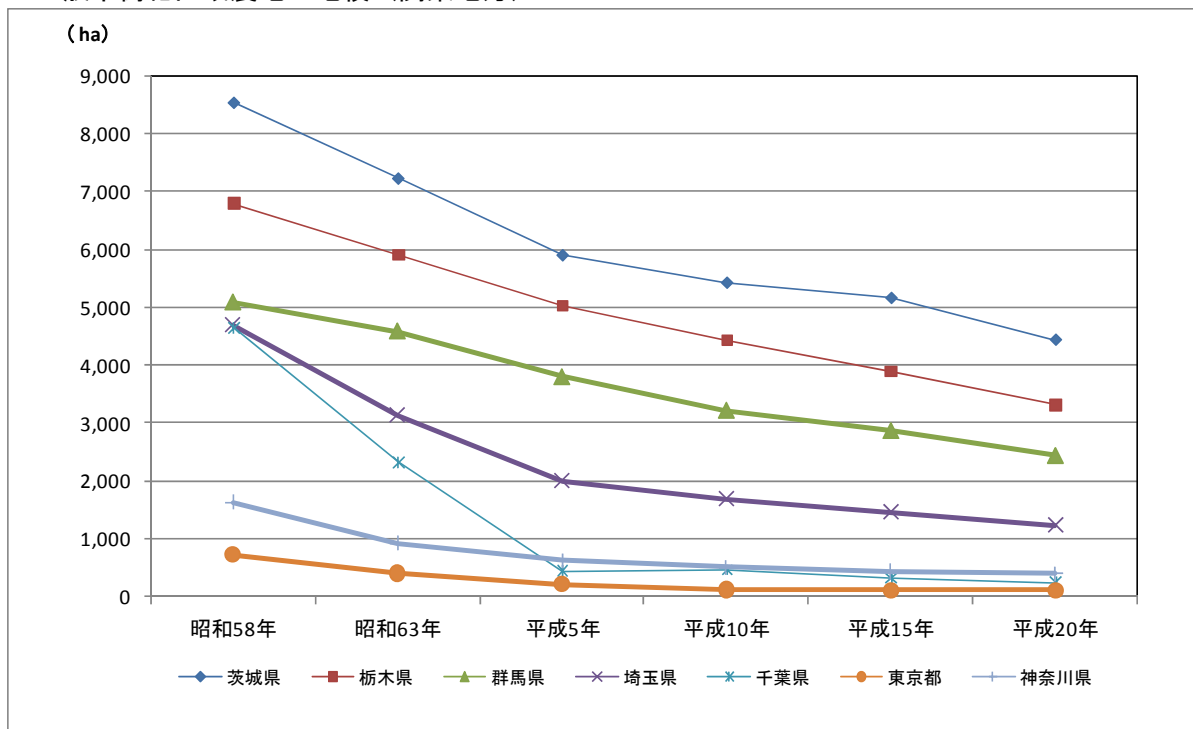
出典：総務省／固定資産の価格等の概要調書 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

■一般市街化区域農地の地積（北海道・東北地方）



出典：総務省／固定資産の価格等の概要調書 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

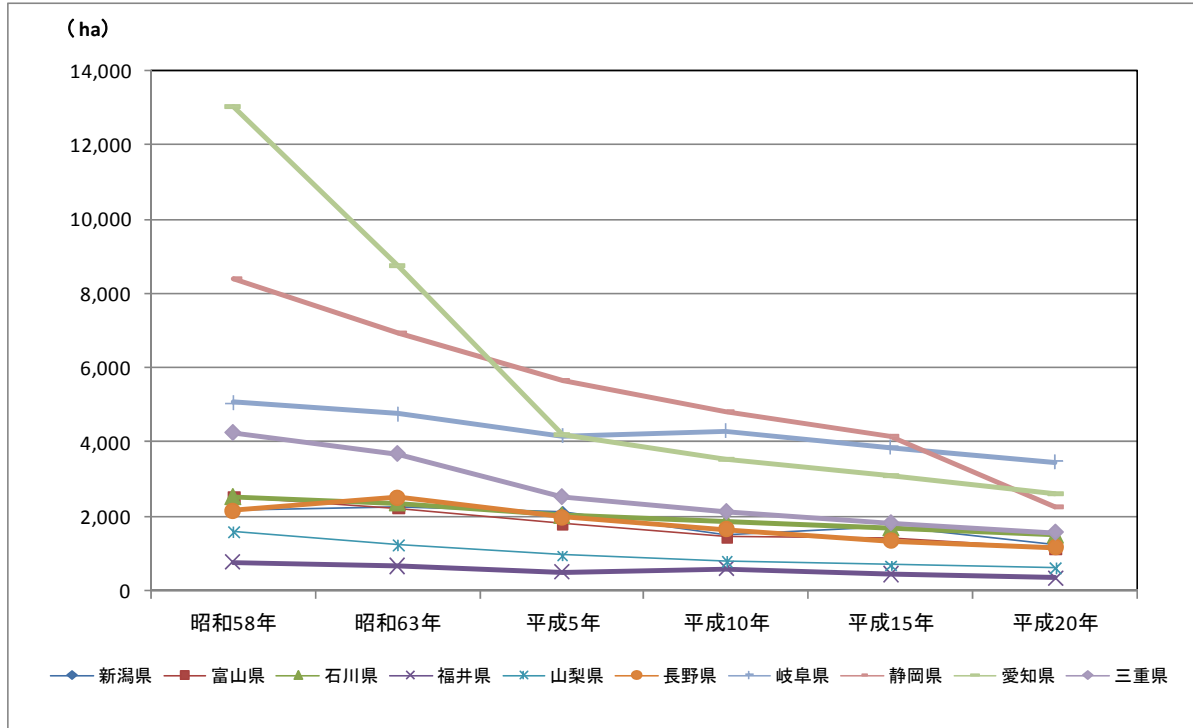
■一般市街化区域農地の地積（関東地方）



出典：総務省／固定資産の価格等の概要調書 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

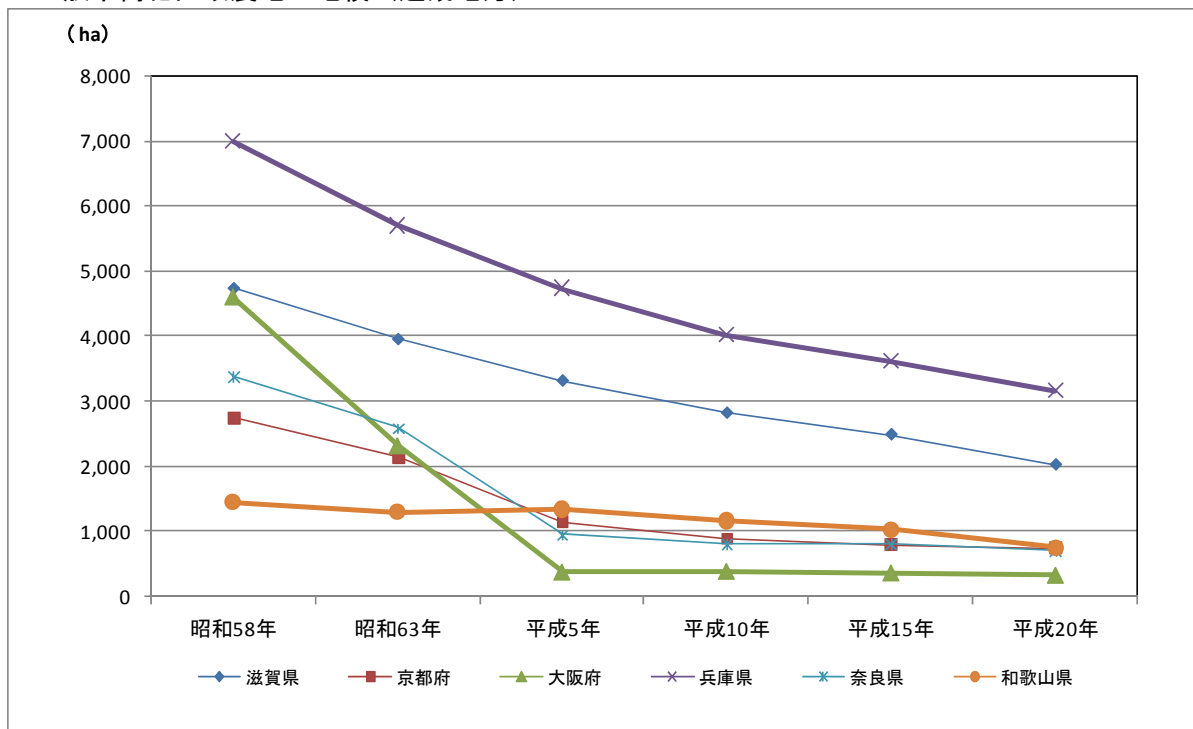


■一般市街化区域農地の地積（北陸・中部地方）



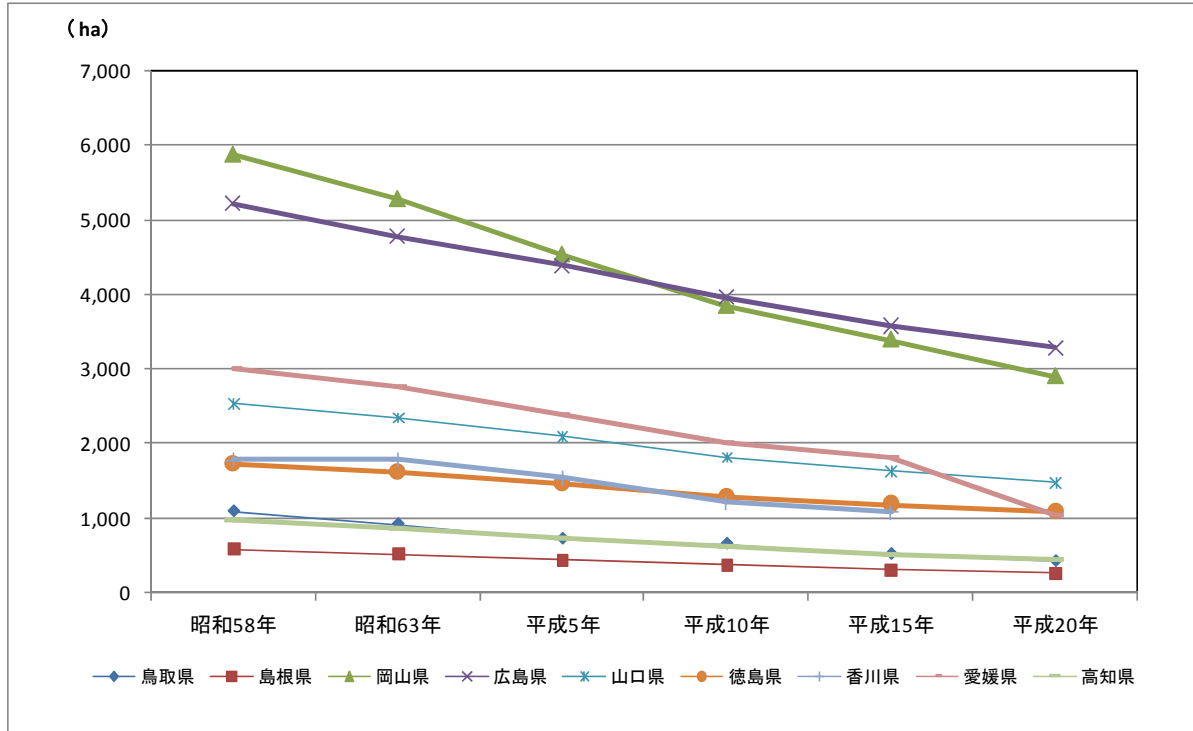
出典：総務省／固定資産の価格等の概要調書 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

■一般市街化区域農地の地積（近畿地方）



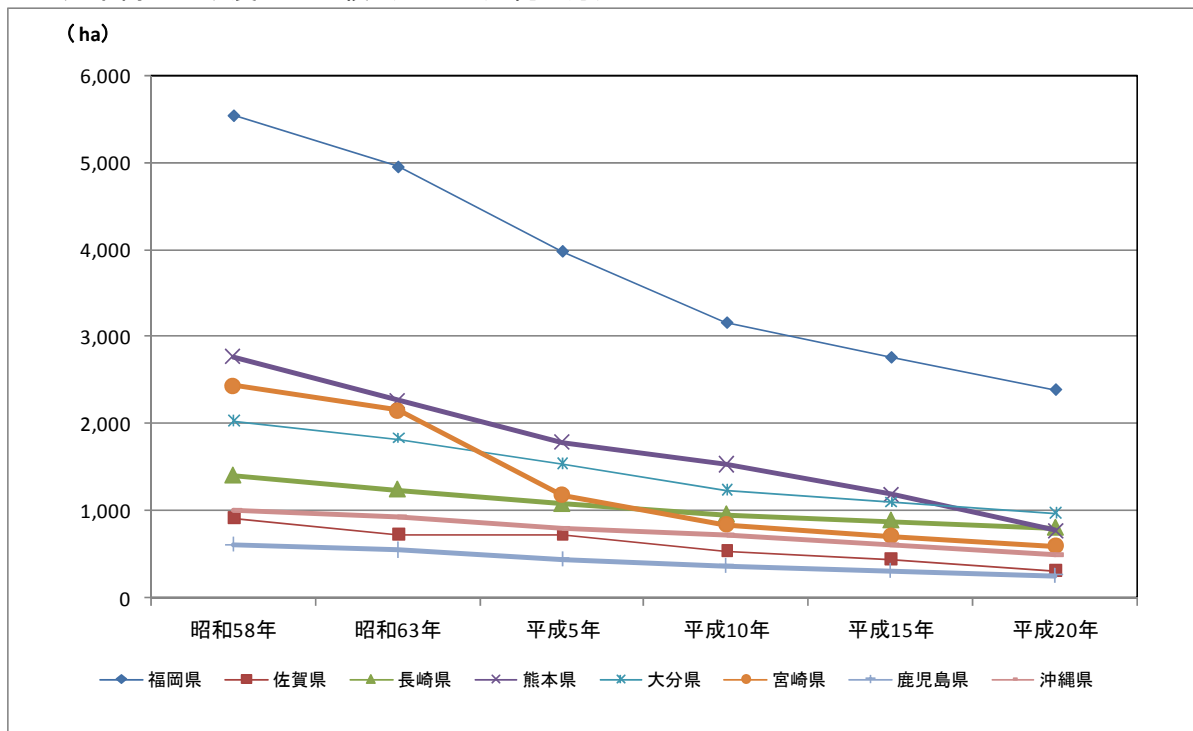
出典：総務省／固定資産の価格等の概要調書 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

■一般市街化区域農地の地積（中国・四国地方）



出典：総務省／固定資産の価格等の概要調書 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

■一般市街化区域農地の地積（九州・沖縄地方）



出典：総務省／固定資産の価格等の概要調書 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

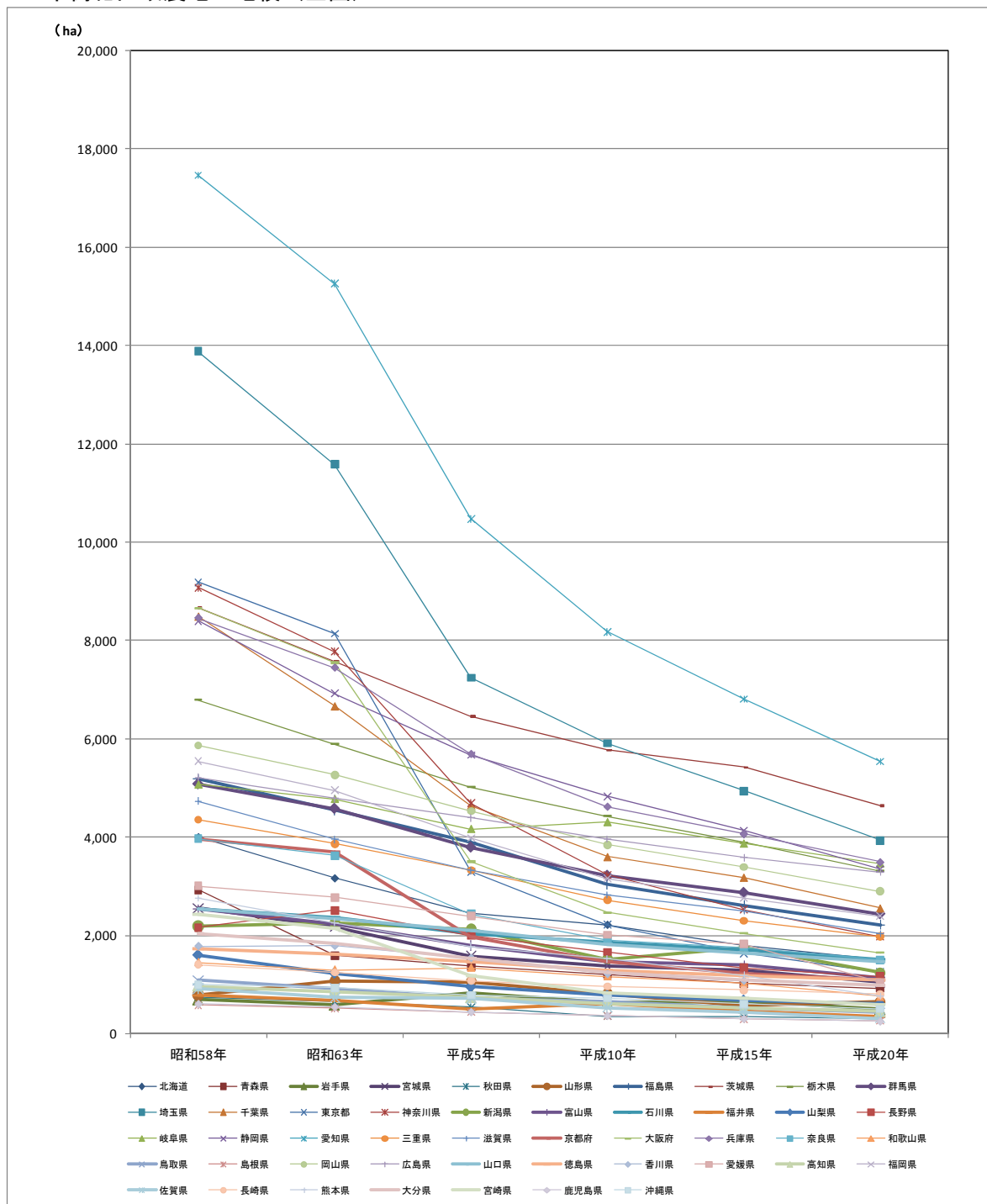
### (3) 市街化区域農地の地積

○ここでは、(1)、(2)で算定した特定市街化区域農地と一般市街化区域農地の合計を市街化区域農地として扱い、そのトレンドを把握した。

○昭和58年は愛知県、埼玉県の地積が大きいですが、昭和63年～平成5年にかけて大きく減少している。

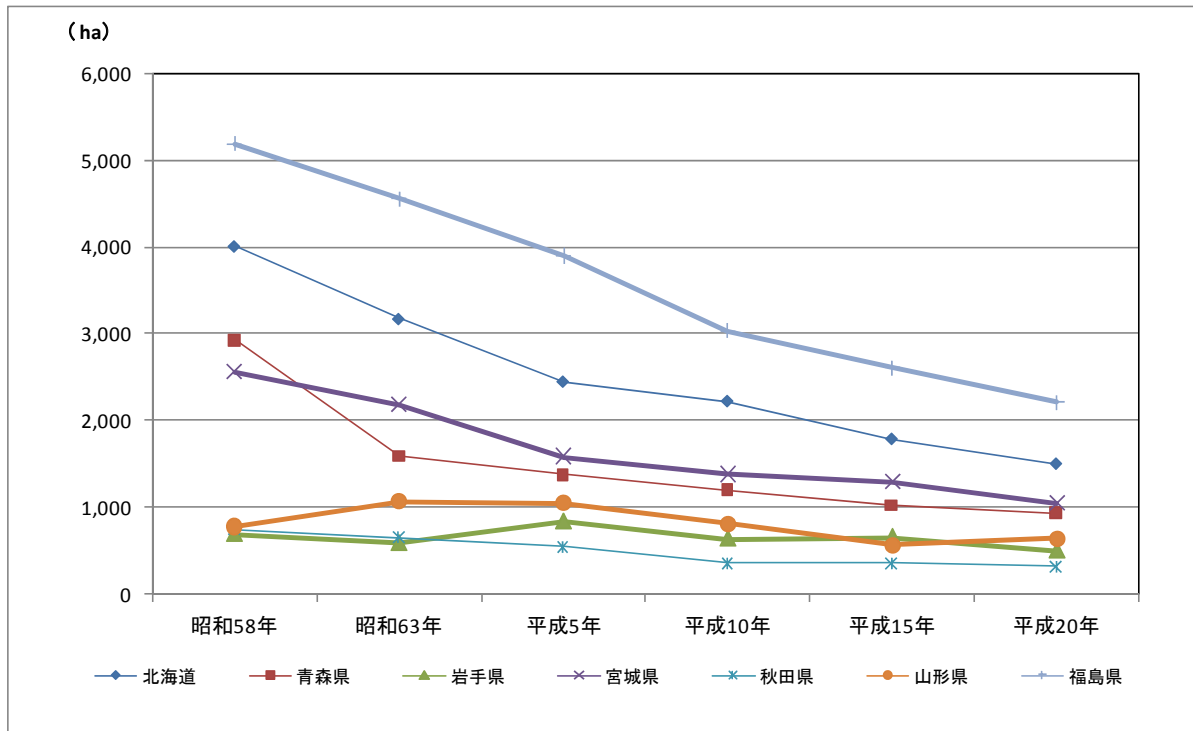
○平成20年には、埼玉県は茨城県よりも小さくなっている。

#### ■市街化区域農地の地積（全国）



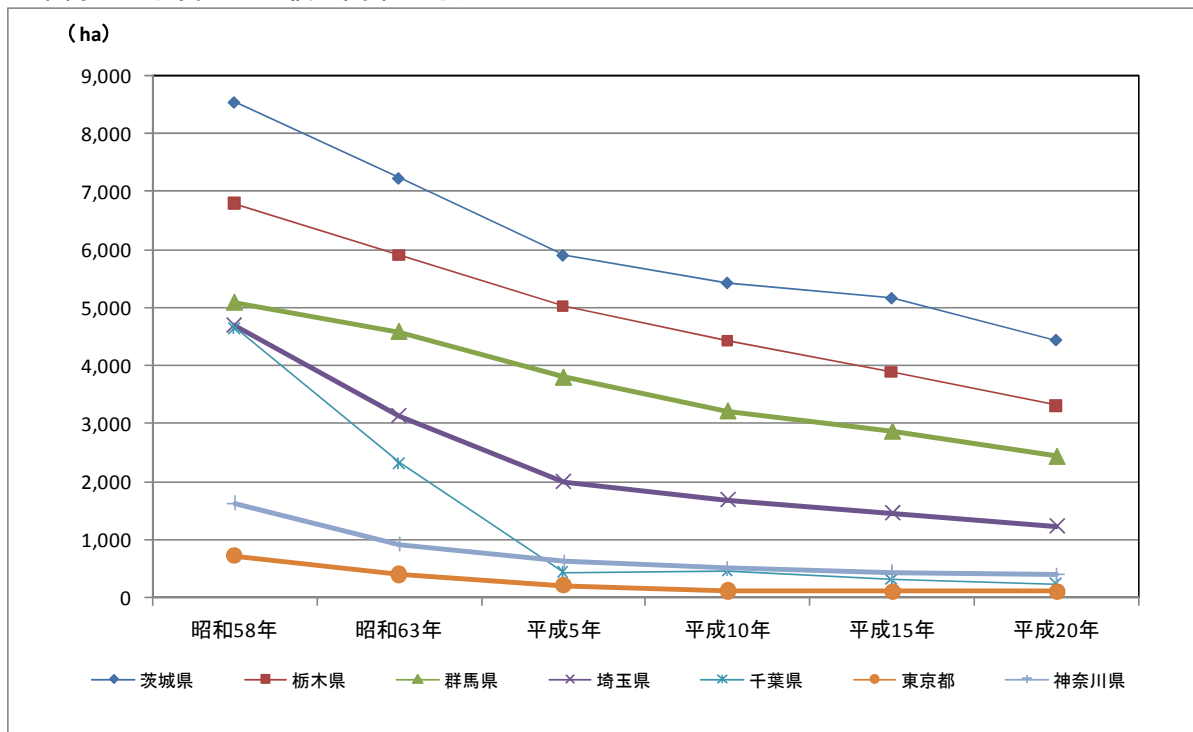
出典：総務省／固定資産の価格等の概要調書 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

■市街化区域農地の地積（北海道・東北地方）



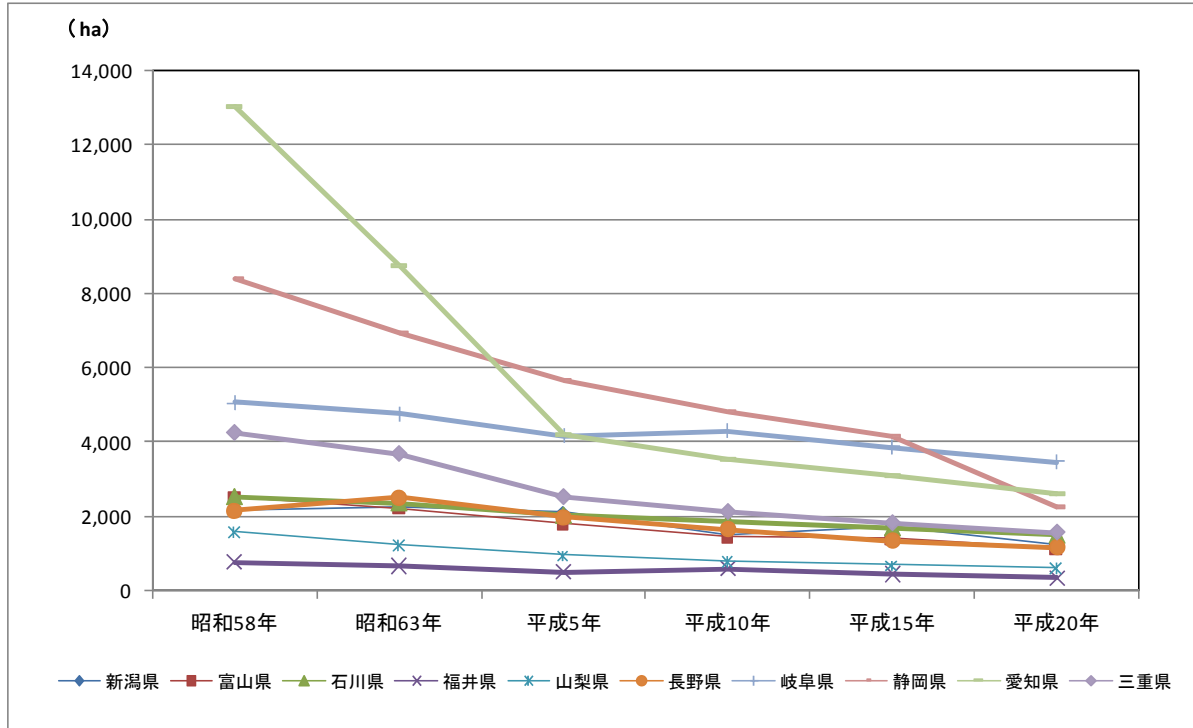
出典：総務省／固定資産の価格等の概要調書 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

■市街化区域農地の地積（関東地方）



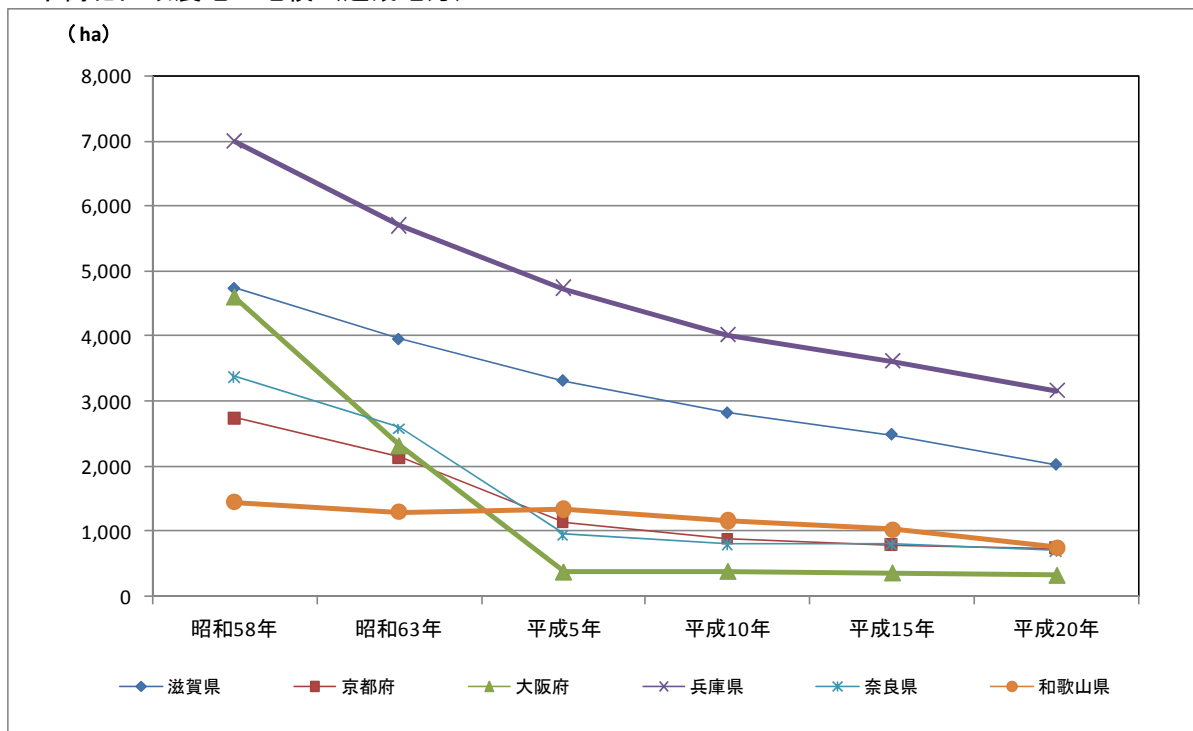
出典：総務省／固定資産の価格等の概要調書 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

■市街化区域農地の地積（北陸・中部地方）



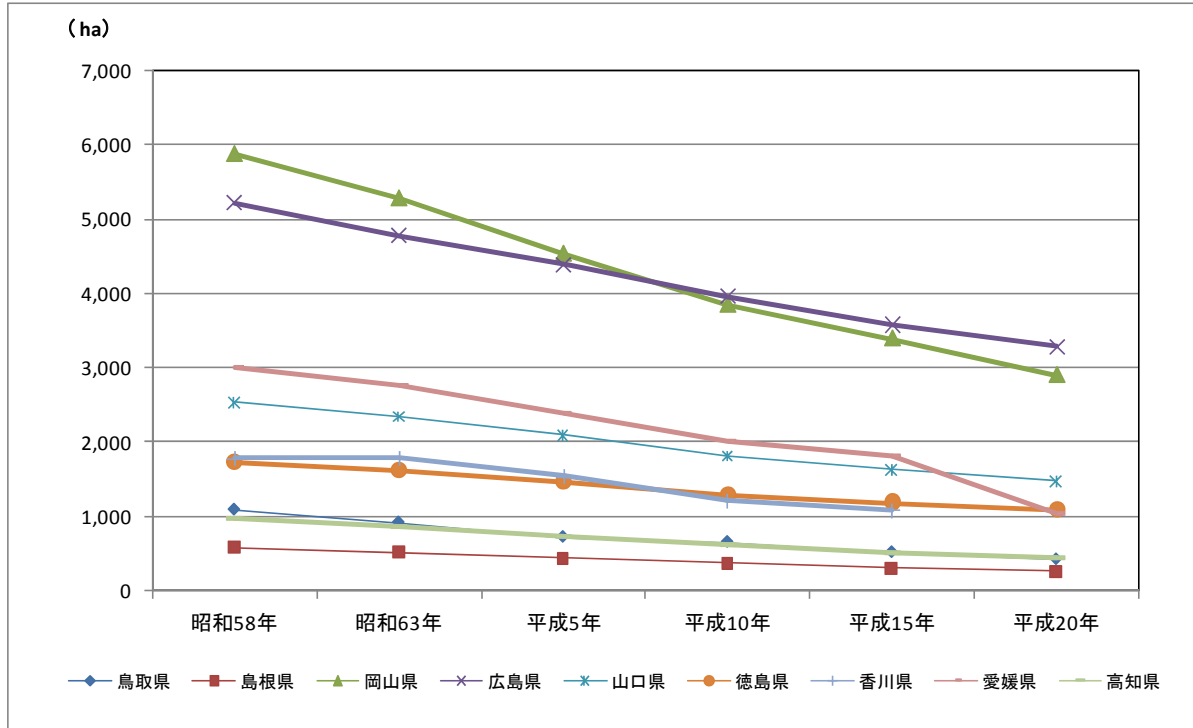
出典：総務省／固定資産の価格等の概要調書 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

■市街化区域農地の地積（近畿地方）



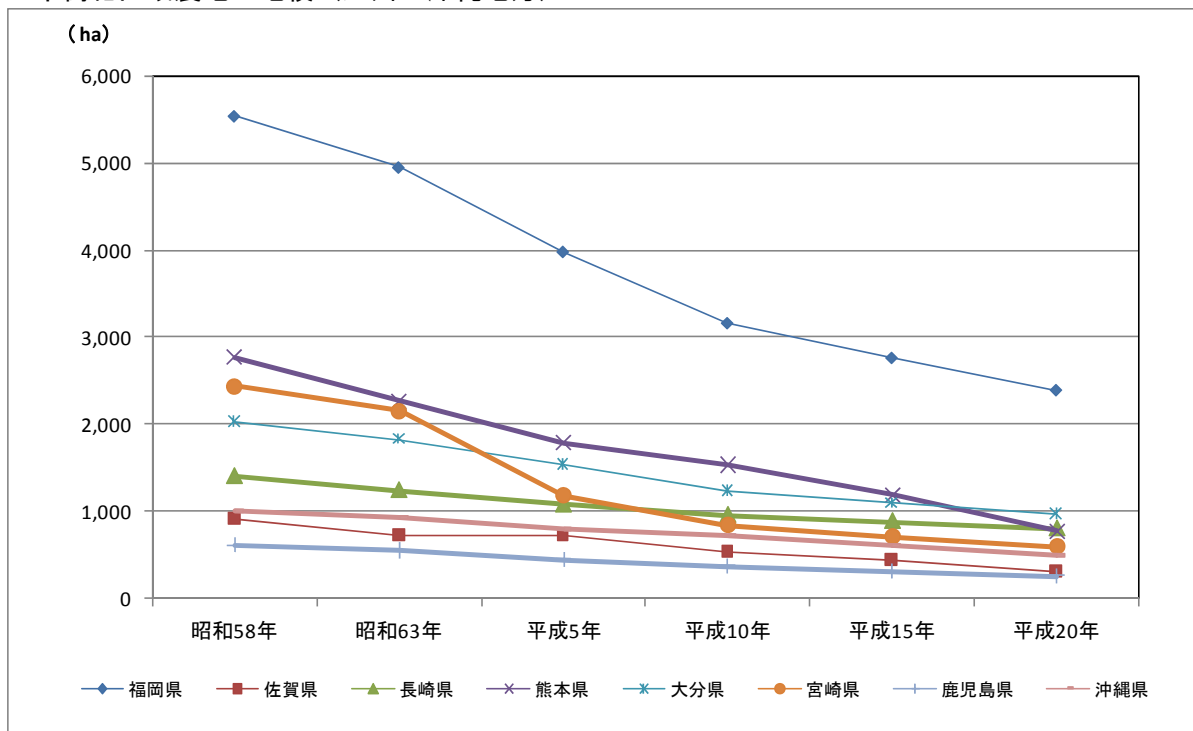
出典：総務省／固定資産の価格等の概要調書 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

■市街化区域農地の地積（中国・四国地方）



出典：総務省／固定資産の価格等の概要調書 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

■市街化区域農地の地積（九州・沖縄地方）

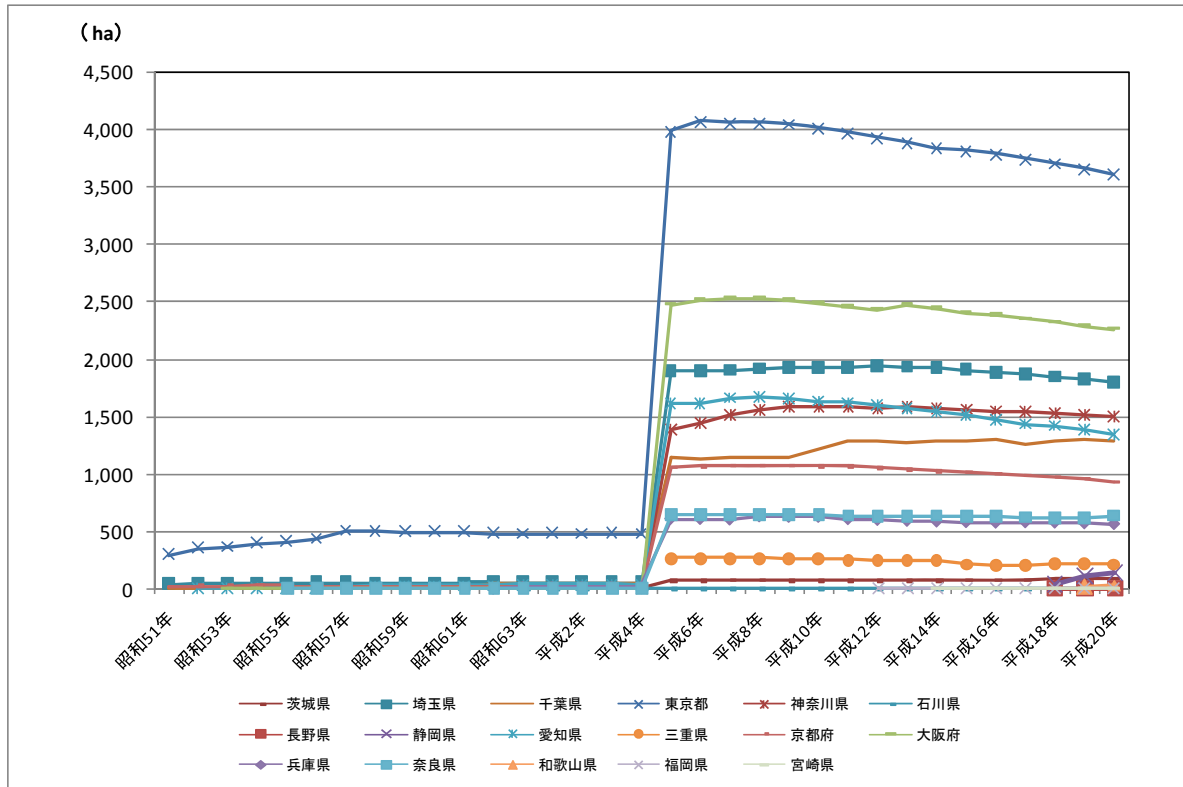


出典：総務省／固定資産の価格等の概要調書 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調

### (3) 生産緑地地区の決定地積

- 昭和 51 年にはじめて生産緑地地区の決定地積がみられる。
- 平成 3 年の生産緑地法の改正後、各都府県で生産緑地地区の指定が急増し、特に東京都では増加が顕著である。
- その後は、横ばいまたは減少している都府県が多い。

■生産緑地地区の決定地積



出典：国土交通省／都市計画年報





■特定市街化区域農地、一般市街化区域農地、市街化区域農地の地積

[単位：ha]

項目	特定市の有無	市街化区域農地																	
		特定市街化区域農地						一般市街化区域農地											
		昭和58年	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	昭和58年	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	昭和58年	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年
北海道							4,001.3	3,165.9	2,445.9	2,222.2	1,787.7	1,502.7	4,001.3	3,165.9	2,445.9	2,222.2	1,787.7	1,502.7	
青森県							2,927.5	1,590.9	1,376.9	1,202.9	1,020.1	932.3	2,927.5	1,590.9	1,376.9	1,202.9	1,020.1	932.3	
岩手県							693.4	588.0	836.9	640.1	660.4	502.6	693.4	588.0	836.9	640.1	660.4	502.6	
宮城県							2,558.7	2,177.8	1,585.4	1,381.0	1,293.3	1,049.6	2,558.7	2,177.8	1,585.4	1,381.0	1,293.3	1,049.6	
秋田県							746.0	652.7	543.4	362.5	353.4	317.8	746.0	652.7	543.4	362.5	353.4	317.8	
山形県							789.5	1,072.8	1,062.2	815.0	575.2	650.9	789.5	1,072.8	1,062.2	815.0	575.2	650.9	
福島県							5,179.0	4,548.4	3,893.5	3,035.4	2,610.6	2,217.5	5,179.0	4,548.4	3,893.5	3,035.4	2,610.6	2,217.5	
茨城県	○	141.1	353.6	561.8	349.7	268.4	209.4	8,526.9	7,217.9	5,893.4	5,418.3	5,155.5	4,434.6	8,668.0	7,571.5	6,455.2	5,768.1	5,423.9	4,644.0
栃木県								6,789.6	5,898.1	5,020.8	4,428.0	3,893.4	3,314.1	6,789.6	5,898.1	5,020.8	4,428.0	3,893.4	3,314.1
群馬県								5,081.2	4,581.7	3,793.7	3,216.7	2,868.1	2,436.4	5,081.2	4,581.7	3,793.7	3,216.7	2,868.1	2,436.4
埼玉県	○	9,184.0	8,437.4	5,234.2	4,213.9	3,471.9	2,694.9	4,697.7	3,148.3	2,006.7	1,693.8	1,471.0	1,239.4	13,881.6	11,585.6	7,240.9	5,907.7	4,943.0	3,934.3
千葉県	○	3,831.0	4,340.5	4,207.7	3,150.4	2,870.4	2,321.9	4,658.3	2,326.7	443.1	452.1	314.7	236.8	8,489.3	6,667.2	4,650.9	3,602.5	3,185.1	2,558.7
東京都	○	8,454.3	7,731.1	3,086.0	2,094.6	1,523.2	1,142.3	728.5	408.6	216.2	127.2	115.0	9,182.8	8,139.6	3,302.2	2,221.8	1,638.5	1,257.3	
神奈川県	○	7,457.0	6,859.8	4,071.0	2,733.3	2,094.0	1,581.8	1,619.2	917.8	620.2	500.5	435.6	9,076.3	7,777.6	4,691.2	3,233.7	2,529.7	1,977.8	
新潟県								2,190.8	2,258.7	2,121.7	1,517.1	1,744.4	1,239.8	2,190.8	2,258.7	2,121.7	1,517.1	1,744.4	1,239.8
富山県								2,530.3	2,229.8	1,797.6	1,470.4	1,394.9	1,139.8	2,530.3	2,229.8	1,797.6	1,470.4	1,394.9	1,139.8
石川県								2,533.5	2,367.1	2,038.8	1,872.0	1,706.3	1,512.9	2,533.5	2,367.1	2,038.8	1,872.0	1,706.3	1,512.9
福井県								780.2	676.8	511.2	607.1	461.5	357.3	780.2	676.8	511.2	607.1	461.5	357.3
山梨県								1,598.9	1,233.0	954.9	780.7	683.4	609.3	1,598.9	1,233.0	954.9	780.7	683.4	609.3
長野県								2,165.0	2,511.8	1,995.1	1,665.9	1,347.4	1,171.9	2,165.0	2,511.8	1,995.1	1,665.9	1,347.4	1,171.9
岐阜県								5,072.7	4,780.6	4,169.0	4,307.3	3,870.1	3,467.5	5,072.7	4,780.6	4,169.0	4,307.3	3,870.1	3,467.5
静岡県	○						1,096.5	8,399.9	6,925.6	5,668.8	4,830.7	4,140.7	2,254.4	8,399.9	6,925.6	5,668.8	4,830.7	4,140.7	3,350.9
愛知県	○	4,427.0	6,508.4	6,264.2	4,620.2	3,709.0	2,906.3	13,034.8	8,752.5	4,210.4	3,559.7	3,100.6	2,628.7	17,461.7	15,261.0	10,474.6	8,179.9	6,809.7	5,535.0
三重県	○	96.2	179.3	798.3	592.6	477.6	408.2	4,258.5	3,692.0	2,526.8	2,127.1	1,824.6	1,572.1	4,354.7	3,871.3	3,325.1	2,719.7	2,302.1	1,980.3
滋賀県								4,733.3	3,954.7	3,320.0	2,825.8	2,495.6	2,034.0	4,733.3	3,954.7	3,320.0	2,825.8	2,495.6	2,034.0
京都府	○	1,216.5	1,559.0	821.0	585.5	447.7	364.2	2,747.9	2,143.8	1,145.4	886.4	789.7	739.6	3,964.4	3,702.8	1,966.4	1,471.9	1,237.4	1,103.8
大阪府	○	4,065.8	5,234.4	3,124.7	2,076.5	1,678.9	1,316.3	4,595.0	2,314.4	381.4	392.3	368.3	331.1	8,660.8	7,548.8	3,506.2	2,468.9	2,047.2	1,647.4
兵庫県	○	1,462.6	1,746.8	960.6	613.7	451.1	336.7	6,990.7	5,697.4	4,734.2	4,010.4	3,614.7	3,161.7	8,453.3	7,444.2	5,694.7	4,624.1	4,065.9	3,498.4
奈良県	○	590.5	1,039.0	1,498.5	1,104.9	955.1	803.8	3,382.4	2,587.6	941.7	803.0	807.6	700.4	3,972.9	3,626.7	2,440.2	1,907.9	1,762.6	1,504.2
和歌山県								1,453.2	1,302.0	1,343.5	1,169.7	1,038.1	758.5	1,453.2	1,302.0	1,343.5	1,169.7	1,038.1	758.5
鳥取県								1,092.9	923.3	730.0	664.0	527.8	433.7	1,092.9	923.3	730.0	664.0	527.8	433.7
島根県								586.4	524.0	443.1	369.7	299.0	262.9	586.4	524.0	443.1	369.7	299.0	262.9
岡山県								5,866.4	5,271.4	4,528.7	3,843.0	3,392.7	2,901.0	5,866.4	5,271.4	4,528.7	3,843.0	3,392.7	2,901.0
広島県								5,217.8	4,785.0	4,389.5	3,965.5	3,583.9	3,290.5	5,217.8	4,785.0	4,389.5	3,965.5	3,583.9	3,290.5
山口県								2,534.7	2,342.6	2,093.7	1,817.4	1,641.6	1,477.7	2,534.7	2,342.6	2,093.7	1,817.4	1,641.6	1,477.7
徳島県								1,729.8	1,617.9	1,470.3	1,293.8	1,193.3	1,095.1	1,729.8	1,617.9	1,470.3	1,293.8	1,193.3	1,095.1
香川県								1,784.9	1,787.5	1,544.1	1,217.6	1,082.2	0.0	1,784.9	1,787.5	1,544.1	1,217.6	1,082.2	
愛媛県								3,006.1	2,770.9	2,395.1	2,017.7	1,823.4	1,045.8	3,006.1	2,770.9	2,395.1	2,017.7	1,823.4	1,045.8
高知県								974.7	858.5	736.4	617.5	523.0	452.3	974.7	858.5	736.4	617.5	523.0	452.3
福岡県								5,543.7	4,953.1	3,982.4	3,162.2	2,762.6	2,392.1	5,543.7	4,953.1	3,982.4	3,162.2	2,762.6	2,392.1
佐賀県								921.6	736.9	727.0	538.1	450.8	313.9	921.6	736.9	727.0	538.1	450.8	313.9
長崎県								1,409.8	1,247.8	1,079.5	961.9	890.6	805.7	1,409.8	1,247.8	1,079.5	961.9	890.6	805.7
熊本県								2,761.6	2,261.4	1,781.5	1,530.5	1,188.3	771.2	2,761.6	2,261.4	1,781.5	1,530.5	1,188.3	771.2
大分県								2,030.4	1,830.1	1,540.8	1,244.5	1,103.8	978.2	2,030.4	1,830.1	1,540.8	1,244.5	1,103.8	978.2
宮崎県								2,436.6	2,155.3	1,189.5	841.9	717.7	599.8	2,436.6	2,155.3	1,189.5	841.9	717.7	599.8
鹿児島県								607.6	546.9	445.3	370.8	309.7	258.8	607.6	546.9	445.3	370.8	309.7	258.8
沖縄県								1,000.4	932.8	790.0	727.7	608.4	503.7	1,000.4	932.8	790.0	727.7	608.4	503.7
合計	12	40,925.9	43,989.3	30,628.1	22,135.4	17,947.3	15,182.4	154,969.2	127,268.7	97,465.6	83,505.0	74,041.1	60,607.0	195,895.2	171,258.1	128,093.7	105,640.4	91,988.4	75,789.3

出典：総務省／固定資産の価格等の概要調査 第18表 介在農地、介在山林及び市街化区域農地に関する調



■生産緑地地区の決定地積

[単位：ha]

項目	生産緑地地区の決定面積																																					
	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年					
北海道																																						
青森県																																						
岩手県																																						
宮城県																																						
秋田県																																						
山形県																																						
福島県																																						
茨城県												10.0	10.0	11.5	11.5	11.5	11.5	70.1	71.1	72.6	72.6	71.6	71.0	71.0	70.6	70.0	69.6	73.9	73.4	73.4	82.1	87.1	87.1					
栃木県																																						
群馬県																																						
埼玉県	40.2	51.3	51.3	51.2	52.0	52.9	52.6	51.0	51.0	51.0	51.0	54.6	54.1	54.1	54.1	53.6	53.6	1,896.5	1,898.6	1,904.1	1,917.5	1,927.9	1,922.4	1,926.7	1,940.1	1,932.6	1,919.5	1,904.6	1,881.9	1,865.9	1,845.9	1,823.3	1,799.7					
千葉県	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	7.8	54.8	54.8	56.6	56.6	56.6	56.6	1,142.1	1,141.5	1,146.5	1,149.3	1,153.8	1,213.6	1,285.9	1,287.0	1,281.4	1,292.3	1,285.8	1,302.8	1,266.3	1,297.7	1,305.8	1,291.2					
東京都	298.4	358.7	367.0	397.5	410.5	437.2	506.1	504.8	502.3	501.2	501.2	486.0	481.1	482.1	479.6	487.6	481.6	3,983.3	4,072.2	4,059.9	4,055.4	4,049.5	4,012.4	3,970.2	3,924.7	3,886.0	3,838.1	3,813.3	3,784.8	3,745.6	3,704.2	3,654.4	3,609.2					
神奈川県																		1.7	1,382.9	1,441.3	1,511.6	1,552.7	1,583.6	1,584.7	1,580.0	1,571.2	1,577.8	1,570.4	1,559.3	1,548.3	1,535.4	1,525.8	1,514.1	1,497.9				
新潟県																																						
富山県																																						
石川県										5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	0.1	0.1			
福井県																																						
山梨県																																						
長野県																																						
岐阜県																																						
静岡県																																						
愛知県		10.6	13.3	14.9	15.3	15.4	20.4	28.5	33.1	33.9	33.9	34.1	43.0	43.1	43.0	43.0	37.6	1,613.1	1,612.9	1,666.6	1,676.4	1,660.7	1,639.1	1,626.6	1,604.9	1,573.9	1,543.1	1,513.3	1,474.6	1,439.6	1,426.0	1,387.7	1,351.5					
三重県																			270.2	270.2	269.2	267.3	263.9	263.6	255.2	249.7	249.6	249.6	215.3	212.9	207.6	223.6	223.2	219.3				
滋賀県																																						
京都府	23.2	26.0	27.8	29.5	29.7	29.8	28.9	28.9	28.9	28.9	28.9	24.4	24.1	25.3	25.0	26.0	26.0	1,062.3	1,072.2	1,075.1	1,073.3	1,073.8	1,069.0	1,068.7	1,055.6	1,042.4	1,029.4	1,017.9	1,005.7	992.0	978.1	958.9	938.2					
大阪府			3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	2,478.9	2,516.5	2,533.1	2,530.1	2,514.0	2,491.6	2,457.2	2,437.1	2,472.2	2,442.6	2,411.3	2,385.6	2,354.7	2,326.2	2,293.6	2,263.7					
兵庫県												8.7	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	615.7	615.8	610.3	638.1	633.3	633.3	613.5	606.8	599.0	592.7	587.6	582.6	586.5	583.8	577.3	571.2					
奈良県				3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	7.0	5.0	5.0	5.0	5.0	643.0	643.5	645.1	643.5	641.1	638.2	634.9	630.3	631.4	635.3	630.7	625.4	622.6	615.0	610.8	637.7					
和歌山県																																						
鳥取県																																						
島根県																																						
岡山県																																						
広島県																																						
山口県																																						
徳島県																																						
香川県																																						
愛媛県																																						
高知県																																						
福岡県																																						
佐賀県																																						
長崎県																																						
熊本県																																						
大分県																																						
宮崎県																																						
鹿児島県																																						
沖縄県																																						
合計	369.6	454.4	470.6	504.3	522.4	550.2	622.9	628.1	630.2	635.8	635.8	685.6	701.7	705.3	702.4	710.9	701.2	15,164.0	15,361.7	15,496.2	15,578.3	15,575.3	15,541.0	15,492.0	15,381.0	15,320.5	15,188.9	15,019.3	14,884.3	14,695.9	14,661.2	14,584.1	14,454.2					

出典：国土交通省／都市計画年報

